

東日本大震災復興構想会議（第5回）議事要旨

（開催要領）

1. 開催日時：平成23年5月14日（土）13:00～17:48

2. 場 所：官邸4階大会議室

3. 出席者：

議 長	五百旗頭 真	防衛大学校長、神戸大学名誉教授
議長代理	御厨 貴	東京大学教授
委 員	赤坂 憲雄	学習院大学教授、福島県立博物館館長
	大西 隆	東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻教授
	河田 恵昭	関西大学社会安全学部長・教授 阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター長
	玄侑 宗久	臨濟宗福聚寺住職、作家
	佐藤 雄平	福島県知事
	清家 篤	慶應義塾長
	高成田 享	仙台大学教授
	達増 拓也	岩手県知事
	中鉢 良治	ソニー株式会社代表執行役副会長
	橋本 五郎	読売新聞特別編集委員
	村井 嘉浩	宮城県知事
検討部会長	飯尾 潤	政策研究大学院大学教授
検討部会長代理	森 民夫	長岡市長
政府側出席者	菅 直人	内閣総理大臣
	福山 哲郎	内閣官房副長官
	瀧野 欣彌	内閣官房副長官

(議事次第)

1. 開 会
2. 議長挨拶
3. 議 事
 - (1) 第5回検討部会の模様について
 - (2) 自由討議
4. 閉 会

<配布資料>

討議用資料

<委員からの提出資料>

佐藤委員提出資料

村井委員提出資料

○議長 それでは、第5回の会議を開催させていただきたいと思います。

あの大地震・大津波が起こったのが3月11日でございました。その1か月後の4月11日に本会議の設立が決定されました。4月14日に第1回の会合を開いて今日がその1か月目となります。その間、外部からのヒアリングも行い、また連休中には委員の皆様方による現地の視察も3県の御支援を得て行いました。とともに全委員から本会議での御報告をいただきました。そしてそれが終わったところでさまざまな意見に基づきながら、前回7原則というのを御決定いただきました。7原則についてのいろいろなコメントを、それぞれの委員がお受けかと思いますが、記者会見等ではなかなかよくできているといったお言葉をいただいたり、特に第1と第5がいいなどといった御発言をいただいて、いささか驚き、うれしく思ったこともございました。皆様のおかげとっております。

7原則がまとまったのを受けて、本日から問題別の検討に入りたいと思います。取りまとめは6月であります。これまで各委員から、また有識者の方からそれぞれの観点からの議論をしていただいたものを問題別に整理したものをお手許に用意いたしました。それについてここで更に議論を深め、問題の広がりや全体的な観点が見えるような検討を本日からやっていただけたらと思う次第であります。それを経て6月には第1次提言をまとめていくということになると思いますので、何卒よろしく願いいたします。

(報道関係者退室)

○議長 まず委員の出席状況であります。梅原特別顧問、安藤議長代理、そして内館委員が本日は御欠席でございます。

政府のほうから、福山官房副長官、瀧野官房副長官に御出席いただいております。なお、菅内閣総理大臣は途中から御出席くださると承っております。

それでは、議事に入りたいと思いますが、まず討議用資料として、前回、委員の皆様には、円形の論点の所在というのですか、箱のような図を見ていただきましたが、今回はこういうふうに左右二列となっております。前回、御決定いただいた7原則はどちらかという左側の筋に沿ってのことであつたと思います。それを初めからまた繰り返すのではなくて、今日は右側の「まちづくり・地域づくり」あるいは「地域産業等の再生」、そういったほうを中心に御議論いただきたいと思っております。我々の会議における討議とともに、検討部会でも作業を進めていただいておりますので、飯尾部会長から、前回、質問がありました自然エネルギー関係の実情や可能性という問題に対する返答を含めて御説明いただければ幸いです。

それでは、飯尾さんよろしく申し上げます。

○飯尾部会長 前回、この会議の次の日の5月11日に会合をいたしまして、その中で提出されました資料は、委員の皆様には机上の封筒の中に入れておりましたので、追加の意見が幾つか出ております。いろいろな個別問題が扱われております。

前回、私どもの検討部会で中心にしましたのは自由討議をまた続けまして、これまで出た意見のほかに、これからもう少し考えないといけない論点はまだあるのではないかと

うので、少し論点を増やすことをいたしました。非常に多岐にわたりますが、簡単にまとめますと、机上に委員限りで配布しております紙に出ているようなことをごさいますて、こちらの会議と非常に似たタイプの議論が生まれて、子どものことというのは実は整理してみると、これまで余りやってなかったということ。それから、心のケア、そういう問題が非常に重要だということで、これから議論が、子どもだけでなくさまざまな弱者の話に広がるということをごさいますて、こちらの会議の議論なども紹介させていただきまして、幼稚園・保育所の話などもしたところをごさいます。

それから、「復興特区」についていろいろな議論が出たわけをごさいますて、ただ、ここでよくわかりましたのは、特区と言われる中でもさまざまなものをごさいますて、これは論理的に整理をしないと、これまで言われている特区、これまで法律上あった特区と今回特区と考えられているもの。その中で可能となることというのは非常にさまざまなものがあるものですから、そこはきちんと整理しないといけないということで、今度は少し整理するというごさいますてその準備をしております。

それから、これが随分議論になりましたが、被災者の復興については、土地の権利関係について検討を深めるべきだということで、法律の専門家もおられるので簡単には進まない問題があるということをごさいますて議論いたしました。また、検討のやり方は、土地の用途、市街地だけではなくて、農用地などには別の配慮が必要をごさいますて、表面上、土地の権利関係をきれいにしただけでは、その上で農業ができないということは非常に困るものですから、そうするとさまざまな土地の特性に合った方法をたくさん用意して考えないといけないといったタイプの議論をしております。

また、自然エネルギーの議論もさまざまに具体的な提案などもあり、議論したところをごさいます。これも自然エネルギーと言われているものもいろいろございますし、現在の技術ともう少し、1年、2年後の技術ということをごさいますてどう考えるのかといったことなども出てございますて、それについても具体的に少し関係の省庁から資料を集めて議論を続けることにしております。

あるいは原発地域についてもいろいろなことを考えないといけないということで、これまで少し議論が遅れているというごさいますてもう少し頑張らないといけないタイプの議論も生まれました。

そういうごさいますて、ただ、その中で少しずつ具体的な準備をしておりますので、次回以降も同様の議論をいたしますが、前々回、数人の委員の方から御質問を私にいただいた点について、十分ではないのですが、委員の皆様には、机上に資料をお配りしております。

まず今後のエネルギー需給の見通しということをごさいます。

それで実は担当の省庁に問い合わせましたところ、実は御案内のとおり、これまでの計画は白紙に戻して考え直すということをごさいますので、今、確実なものがあるわけではございませませんが、実は2010年6月に決定したものがこういう形だということをごさいます

て、エネルギーの供給だけを見ましても、2007年から2030年まで需要を少し減らして、その中で再生可能エネルギーを倍増以上にするという、これはいわゆるここで言っている自然エネルギーでございます。

発電だけを取り上げますと、2007年度の実績でも、再生可能エネルギーで9%ぐらいでございまして、これも倍増以上にしようといった計画であったのですが、これを御覧いただくと明らかでございますが、実は石炭、LNG、石油等の化石燃料を大幅に減らして原子力も増やし、再生可能エネルギーも増やすと、こういう計画であったわけでございます。

ところが原子力のほうがそういうわけにまいたらないというときに、この計画はかなり大幅な見直しということで、これは非常に大変だということございまして、これはそれを専門に議論する審議会などの場がありますので、そこで御検討いただくことだと理解しておりますが、我々も幾らか理解した上で将来のことを考えなければということでございます。

それから、自然エネルギーの中で、特にどうかということ言いますと、従来のお話であれば、このように大幅に増やすということは、太陽光、風力、バイオマス、バイオマス熱利用、地熱、こういうようなものを足し合わせてこのようにぐっと伸ばすという計画であったということでございますが、これも今回さまざまなことを考えるということであれば、また中身を考え、精査し直すことが必要かと思えます。

それから、風力、太陽光発電で直流・交流の問題があるのではないかというお話でございますが、調べましたところ、風力の場合は交流で発電して交流で流すのはよろしいということですが、太陽光の場合は確かに直流で出るわけですが、これは今も商業化されているものは全て交流に直してネットワークに流すことになっております。ですので、これは効率もそんなに悪くはないということでございます。直流・交流、発電自体ではさほど問題ないわけでございますが、ただ、風力発電はさまざまな変動がございますし、太陽光も変動がございます。そうすると電力システムに入れたときに不安定になるという問題はこれからじっくり考えなければいけないということでございます。

それから、ドイツでグリーン電力料金というものでそれぞれエネルギーのもとを指定して電気を買うという仕組みがあるのではないかという御質問いただきまして、そういうことで、確かにそういう制度が2001年にあったそうでございます。ただ、実はこれは意外とお客さんが余り集まらなかったといいますか、そういうことで2003年には既に終了しているということでございます。論理上はできることであり、やったことはあるのだけれども、現在は続いていないということございまして、これをどう考えるのか、更に分析が必要でございます。ただ、現段階ではこの事実だけ御報告して、更にどうしてだろうかというのは調べさせていただきたいということでございます。

それから、この会では東京電力管内、関東地方の電力不足が話題になったのでございますが、実は東北電力管内のほうが更に危機的な状況でございまして、現在さまざまなものが破壊されていますので、復旧が進んでないために電力需要が抑えられておるのですが、

東北電力管内は原子力発電所のみならず火力発電所が実は津波によって被害を受けておりまして、すぐには実は戻らないという状況でございます。そうしますと、現在の供給力が横一線になっておりますが、結局全ての季節で電力が不足する。だから関東の場合は春、秋は十分な量あるわけですが、東北の場合は実は全ての季節で不足するというかなり危機的な状況だということでございます。

自然エネルギー、電力需給につきまして、もう少し検討しまして、全体像がわかるような資料を御用意させていただきます。

以上でございます。

○ 検討部会で、原発の事故についての話題というか、その中でレベル7、これについての御意見等はなかったのでしょうか。レベル7というのは、人によってはというか、いろいろ識者の話を聞くと、福島県原発事故が7だとすれば、拡散した距離とか、人に対する影響力とか、そういうふうなことを考えてみると、チェルノブイリは10ぐらいではないかという話も諸説あるのです。これは、なぜ私が申し上げるかということ、福島県原発が収束したとしても、レベル7というのは永久に日本の原発事故でつきまとう話です。ですから、これはもっとさまざまな点から精査しながら、あそこの1項に、場合によっては見直すというの少し書いてあるみたいですので、こういうことも検討の余地があるのではないかと思いますけれども、その件について部会の方では何かお話はなかったのでしょうか。

○ 飯尾部会長 その件につきましては、私どもの部会は基本的には収束した後の復興について考えるというふうに理解をしまして、政府部内でまた別の担当の方がお考えになるのだろうということで、特にまだ議論はしておりません。

○ これは、この会議では議論の対象ではないというふうなことの理解でよろしいのでしょうか。確かに福島の原発というよりも、やはり日本の原子力発電所の原発事故ということでとらえていただきたいと思うんです。これは、歴史がある限りずっとレベル7というのは残っていくわけですからね。ですから、その辺の検討というか、この復興会議の中で、政府側にきちっと精査というか、原子力安全委員会や保安院の今までのいろいろな情報を聞かせていただくと、どうもちよっと不安なところがあるものですから。

○ 議長 第三者委員会をつくって、安全性等について政府の方でやっていく。そういうものを見守り、励ましながら、我々は復興という文脈で、かつて委員から、福島の原発問題が終わるまでこの会議の任務は終了しないという御発言がございましたが、事実というよりも、我々はそういう精神をもって、福島を我々の観点から除外するのではなく、前回の「原則」の中にもありますように、福島原発問題をしっかりと受けとめていこうというふうに考えております。事態が早く収束することを大いに望みながら、それを見ながら、現在起こっている問題に対する支援、復興ということは我々の関心ですし、それが目途が立ったところで更に全体的な問題として考えることになると思っております。

○ 会として、保安院が発表した7についてはやはり皆さんに私は関心を持っていただき

たい。本当にこれは福島の原子力発電所だけの問題ではない。ですから、私はこの会議が始まる最初の会合のときに、「共有していただきたい」というのは、まさにそういうことについての共有というふうな意味合いで申し上げておりました。変な話、日本の恥というんですかね、これだけ科学技術が進んだ日本という認識を世界は持っているわけですから、もっとしっかりした分析をしながら、見直しも含めたきちとしたレベルの設定というものを私は要望として挙げさせてもらっておきます。

○ 実態の解明ということだと思っんですね。原発事故関係については、まだ、何が起きたのか、その後どう展開したのかよくわからないところもあり、それで評価もすっきりしないところもあるのだと思います。地震・津波の方も、堤防が有効だったのかというのは、今、岩手の方でも調査をして、あった場合、なかった場合のシミュレーションを専門家にやってもらって、分析をしてもらっている途中なので、実態の解明と評価ということについては、地震・津波についても、原発事故についても、きちっとやっていこうというのはある種共通認識としてあってもいいのだと思います。

○議長 そのとおりだと思います。

○ ですから、7という最高のレベルの評価になっているわけですね。ですから、その辺についてこれから精査、また、実態の評価というのはしていくわけですがけれども、そういうことも当然含んだ中で、新たな評価の提言というふうなことを政府側に申し上げると。

○議長 しっかりした第三者委員会での専門家の判断を仰いで考えるということが必要だろうと思います。7が適切なのか、適切でないのかということについても。

○ やはりいろんな議論がありまして、諸説ありまして。

○議長 それでは、今日は、お二方の委員からメモが提出されております。佐藤知事と村井知事からでございますので、そのメモについて簡単に御説明いただければと思います。

○佐藤委員 福島県でございます。明日から計画的避難ということで、飯舘村、そして川俣町の山木屋地区がそれぞれ避難をすることになっております。これにつきましては、皆さん、連日のようにテレビで家畜の移動、田地田畑が喪失するあのような状況が現在も福島県は続いているということを、どうぞ改めて御認識いただきたいと思っております。

そういうふうな中で、第一次提言に向けた意見を申し述べさせていただきます。

福島県は、大きな爪痕を残した地震・津波に加え、原発事故によって甚大な被害が発生し、多数の住民が県内外に避難せざるを得ない厳しい現況下にあります。

復興に向けては、早急に道路・河川・港湾・漁港・鉄道等の産業や生活を支えるインフラの復旧をさせるなど、地震・津波被害への対策を進める必要がある。

その上で、若い人たちが将来に希望を持てるような地域経済の振興と雇用の確保、福島県の豊かな県土や自然環境を利用した新エネルギー産業の振興、これにつきましては、過日、私どもも福島県復興ビジョン検討委員会を始めさせていただきまして、こういうことも含めた福島県の復興を今、スタートいたしました。復興、それと福島県の宝とも言うべき県民性や地域に根ざした伝統や文化・コミュニティの継承の観点から、将来を見据えた

地域づくりを進め、未来を担う子どもたちを始め、住民全員の1日も早いふるさとへの帰還を実現し、これまでも増して明るい元気な福島県をつくっていきたいと考えております。

これらを踏まえて、第1次提言に向けて下記の意見を提出させていただきます。

1つ、先日も原発については取扱いをとということ、7項目の中で取り上げていただきましたことを皆さんに感謝を申し上げます。

「1 原子力災害を踏まえた特別法の制定」。福島県において、地震・津波に加え、国策として推進されてきた原子力発電所の事故により、甚大な被害が生じている。

原発事故の影響は国際的な注目を集め、事故の収束と被災地域の復興には我が国の、私は威信がかかっていると思っております。

このため、国が次の内容の特別法を早急に制定することが必要であります。

1つは、損害賠償。今、審議会がさまざまやっております。本当にこれはなかなかべらぼうな項目が出てきて、審議会の方でも相当難儀が予測されるので、そういう意味からも現行法の枠組みにとらわれることなく、国が全責任を持って、仮払い等による被災者の速やかな救済と十分な賠償等を行なうこと。

2つ、地域の再生です。福島県は、地域の再生を図る上で極めて困難な条件下に置かれております。長期的な視点から、国が責任を持って当県の再生に取り組んでいただきたい。

以上、これが特別立法の趣旨の2つの項目であります。

それから、私が欠席したとき、道州制の話がお出になったそうですけれども「2 道州制への懸念」。

被災者は生まれ育った自分のふるさとに1日も早く帰りたいと望んでおります。現在も全国に避難している3万5,000人を超える福島県民は、1日も早く「福島」に帰りたいと望んでおります。こうした被災者の願いを実現するため、それぞれの地域の実情に合わせた今、町、村も復興に意欲を燃やしているさなか、道州制を視野に復興を進めるという意見については、私は賛成できませんし、本当に心のある意味では疑いたいなと思っております。

なお、道州制に関しては道州内の新たな一極集中、住民自治の確保の難しさ、さらには地域の多様性・アイデンティティの喪失などの懸念があるため、かねてから慎重な対応が必要であると、私自身も知事会でも主張してきたところであります。

3番目でございます。これは先ほども申し上げましたけれども、復興構想の7原則で取り上げていただきましたが「原子力災害に特化した協議の場の設置」。

原子力災害は、被害状況や復興の手法が地震・津波とは大きく異なることから、被害のほとんどが福島県で発生していること、更に、その影響が広範かつ長期に及ぶものと懸念されていることを踏まえて、復興構想会議における議論とは別に、原子力災害に絞った協議の場を設置することが必要である。

以上の大きく3項目につきまして、意見を述べさせていただきますので、皆さんの御理

解を賜りたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

それぞれ重い論点と存じますが、扱いについて検討させていただくとしまして、続けて、村井知事、お願いいたします。

○村井委員 今日この後は、議長提出資料の「これまでに出示された主な意見の中間的整理（案）」、これに基づいて議論を進めていくわけですね。

○議長 そうです。

○村井委員 それでは、その中にそういったテーマがございまして、その中で私の意見を開陳したいと思いますので、この場では発言しないようにいたします。

○議長 ありがとうございます。

それでは、特にコメントはございますでしょうか。今日の予定の議論の筋に沿って進めさせていただいてよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○議長 それでは、議長提出資料として「これまで出示されたさまざまな意見の中間的整理（案）」という少し分厚い冊子がございます。2ページ目をあけていただきますと、「7原則」と、右側に討議用資料と同じ一覧表がございます。これは、今まで出ました意見を箱の中に列記してもらったものであります。事務局の方で大変苦勞していただいて、おとといの晩、徹夜のようなことをしてまとめてくれたそうでありますが、それを見ていただきながら、ここで更に議論を深め、この後につけ加えていただく。来月段階でとりまとめに向かっていく土台にすることができればと思う次第です。意見の整理箱というふうなものでございます。

○ 確認ですが、この中間整理は、6月末までに出すための第一次提言の議論のある種のたたき台というか、そういう理解なんですね。

○議長 そうなのですが、これからしていただく議論を含めてね。

○ でも、私たちはこれまで、いろいろ緊急に提言すべきことを幾つも提言してきたんですね。それはみんなこの中に入ってしまうのですか。

○議長 それは、6月にまとめる第一次提言の中には全部入ります。しかし、それを待つことなく緊急に提起すべきだというふうに判断をした場合には、その途中で行います。

○ わかりました。私がずっと言い続けてきたのは、6月の末の提言を待つまでもなく、やるべきことをどんどん提言しなければいけないということでした。この前の会議で、そんな焦る必要はないと言われましたときに、「いや、焦ってるんです」と言ったのはまさにそのことであって、この6月にまとめますという中にみんな入れてしまうと、埋没してしまう。そうではなく、今、いろんな現場で困っていること、そういうことに対しても私たちはどんどん発言していかなければいけない。だから緊急なんだと言いました。6月末にまとめるものが緊急ではないという意味ではないですよ。しかし、本当に超緊急なものがあるということで、原則だけではなくて、もっと具体的な提言をしていくべきだということ

とをこの前から強調したわけです。ですから、埋没されては困るということなのです。

○議長 はい。否定するものではございません。出していただいたのは、それについて検討をしてもらっているわけです。今こそこの提言をすべきだというふうにもまた出していたら、それが適当と思われる場合にそうしたいと思っております。

○ 自由討議で閉会になっていますけれども、最後に30分でもいいですから、今まで出てきた緊急提案について、例えば今日、改めてこういうことが言えるということをもう一回、再確認する場をつくっていただきたいと思えます。

○議長 自由意見、最後のところでね。わかりました。そのように進めたいと思えます。

今日は右側の「まちづくり・地域づくり」から進めたいと思えますが、事前にこの資料をお送りするのが間に合わなくて申しわけございませんでした。

それから、議長提出資料は、今日は終わったところで回収させていただきたいと思えます。次回にほぼこれを終えますので、追加されたもの、ここで討議したもので付け加えられたものを次回公表したいと思えます。途中である現段階で、会議はこうだという使われ方も余り望ましくありませんので、今日は恐縮ですが、会議終了後、回収させていただく。

それでは、「まちづくり・地域づくり」という中心的な議論に早速入らせていただきたいと思えます。

「まちづくり・地域づくり」というテーマの中で1枚目が「基本的な考え方」としております。前回の御決定いただいた原則のうちの2つめ「被災地の広域性・多様性を踏まえつつ、地域・コミュニティ主体の復興を基本とする。国は、復興の全体方針と制度設計によってそれを支える」とした原則2に関わる場所の諸意見が列記されていると思えます。

そして、次のページには、「安全・安心のまちづくり」のさまざまな視点が示されております。高台への移転、そして土地利用の問題について、あるいは鎮魂の森の問題というのもございますけれども、そうした問題に関する論点でございます。

その次のページには、単なる「復旧」ではなく「復興」という言葉の当否がございましたけれども、どういうまちを目指すのか。中ごろのマーカには、風力・地熱、自然エネルギーを活用した地域づくり、産業振興といったことが取り上げられております。

まず、以上3ページについての議論を始めさせていただきたいと思えます。どなたからでもどうぞ。

○ 土地区画整理、土地再開発による対応だけでは今回対応できないので、新たな手法を必要とする。その土地権利関係の整理というのを超えて、市町村がコミュニティ本位、住民本位のまちづくりをやっていくための制度というものが、絶対必要不可欠で決定的に大事だと思えますので、それをきちっとつくるというのは強調した方がいいと思えます。

○ この点、この領域についてはいろいろな議論が出ていて、1つは、今、議論されて論点として大事だと思うのは、国有化とか、浸水した土地をだれかが買って、あるいは土地を借地権と底地権に分離するとか、いろいろな議論が土地をめぐるって起こっていると思うんです。

私は、土地の問題あるいは最終的に安全なまちをつくるための事業手法という手法や制度が先行すると、やや危険な議論になる可能性があるんじゃないか。木を見て森を見ない議論になる可能性があると思っていまして、基本は最終的なまちの再生のイメージというものを、それぞれの地域によって違うと思うんですけれども、つくるといことが大事で。

その最終的なイメージ、ぴったりにできるかどうかは別ですが、なるべくそれに近付けるために、現行の制度とか、あるいは現行の制度で足りない場合に新しい制度をつくっていくというふうに考えていかないと、例えば区画整理という手法があって、その手法だとかこういう制度になっているので、それにあわせてまちをつくっていくという手法オリエンテッドな、あるいは制度に依拠した議論になると危険ではないかと思っています。

それで、特に私は国有、浸水した土地を買うという議論が先行するのはどうも理解できないんですね。極端に言えば、今、浸水した土地はもう決まっているので、そこを仮に国が全部買う、試算だと2兆5,000億円ということです。買って買えない額ではないと思うんですけれども、買ったとたんに売った人がお金を持って、自分の土地がなくなってしまうわけですから、どこにでも行けることになってしまう。

だから、それは地域の再生とか復興ということに必ずしもつながらない手法であって、むしろ最終的にこの災害を乗り越えて、住む場所をみんなで議論して固めていく、そのことがある程度固まった段階で、あるいは事業が動き出した段階で、元の土地とは違うところに新しい居住地ができるのであれば、元の土地はどうするかという議論が出てきて、そうなるに行く先が決まっているわけですから、安心してこれまでのところについてのあり方というのは議論できるのではないか。

議論の手順を将来、復興がなった場合の新しいまちの姿というところにポイントを置くことが大事であると思っています。

○ 人口減少が進む中で先進的な地域モデル、あるいはエコタウンということが出ております。

恐らく、これはまちづくり・地域づくりもそうですし、地域産業の再生も同じだと思うんですけれども、これから再生で、今委員も言われた長期的なターゲットとして大切なのは、前にも申しましたけれども、これから日本全体が経験する、あるいは対処しなければいけない、あるべき高齢社会のモデル、あるいはあるべきエコ社会のモデルをここで構築していくということだと思います。

その意味では、これはここでは個別に出てきていますけれども、これから出てくる地域産業の再生、あるいはそのほかの問題についても、個々の復興策をどうするかについては、我々の決めた原則のように地域のニーズというものが一番ですからその形は多様だと思いますし、委員が言われるように制度先行というのも避けるべきだと思います。ただ一方で、我々の議論がぶれないようにするためには、長期的に復興された後のあるべき姿と整合的であるか、あるいはどういうあるべき姿を先導する形であるかということがきちんと決まっていることも大切だと思います。

その意味では、ここにもきちんとして出てきているわけですが、これからいろいろな議論をする際にも、一つの基準として、それがこれからの日本のあるべき姿をできれば先取りしている、あるいはそれと整合的なものであるようにするという視点が、いろいろ出てくる検討項目を縦糸でとじるときに重要な変数になってきていると思います。

その際には、繰り返しますけれども、活力のある高齢社会、それからエコロジカルな社会をつくるということが重要な変数になってくると思います。

○ 現場の方で、制度に対するニーズが2種類あって、1つは、既に浸水地域、家が全壊したり、あるいは一部損壊のところに、もうプレハブで家を建てて住んでしまう人が出てきたり、また一部損壊を直して、本当はそこは一からいろいろみんなで相談して作り直したいような地域だけれども、そこに住んでしまっている人たちがいます。ですから、今の制度上、所有権を持っている人が自由にしていのように、今の制度のままでいいのか。それにかわる制度を少なくとも国が責任を持って決めるくらいのことが出ないと、人が勝手に家をどんどん建てていくことが起きつつあります。

もう一つは、仮設住宅にまず移ってもらい、2年間ぐらいはそこにいてもらって、その間に被災地域のまちづくりを進めていくわけですが、いつ、どのような形で仮設住宅の次の住むところができるのかというビジョンがないまま仮設住宅に入るという不安。そうすると、都会に出ていく、そっちの方がいいんじゃないかみたいな誘惑も出てきますので、制度を固めなくてもいいかもしれないですが、そういうものをきちんとしてつくるみたいな見通しは、現場にも見えるような形にしてもらいたいと思っています。

○ 議長 ありがとうございます。最初の方の、元の家があったところを自分で修理して住んだり、プレハブをつくったりに対して、市とか県とか、制限はかかっているんですか。

○ 県は、既存の制度からすると、こういう制限のかけ方があるという助言はしているんですけども、市町村がちゅうちょしている間に建てる人が出てきたという現状です。

○ 議長 なるほど。これは市町村が決定権を持っているんですか。建設制限は2か月、それを何か月に延長できるとか。

○ そこは県がやってもいいけれども、まず市町村に決めてもらうのがいいと思っているんです。

○ 建築基準法の84条、39条でそういったぐいの項目がございます。建築基準法の84条が今、議長がおっしゃったようなものでございまして、災害のあった日から1か月以内に制限をかけなさい。それが無理ならば1か月間延長していいですよということですが、それを今回、法律を改正していただきまして、更に最大8か月間延長してもいいですよとなったということです。

3月11日から起算して8か月ということ。その間に都市計画決定をして、どういうまちづくりをするかということを決めなさい。そこを全エリアではなくて、それぞれの市町村の中のそれぞれの一部のエリアということとございまして、例えば宮城県で言いますと、南三陸町、女川町はほとんどのエリアに浸水したエリアがかかっておりますが、ほか

のエリアはかかっていないところもありますし、かかっているところもあるということでございます。

今、委員がおっしゃったのは、建築基準法 39 条というものでございまして、特に期間の制限は何もございません。生命の安全確保のために、これは危険だと思われるような場所につきましては、それぞれのエリアを、住宅を建ててはいけないという禁止地域にすることができるということでございます。それは、もう既に宮城県でも岩手県でも福島県でもあると思うんですけれども、この発災の前から既に幾つかの市や町で、そういった一部のエリアに建築基準法の 39 条で建築規制制限をかけているところがあるということでございます。

今回、宮城県の場合は、建築基準法の 84 条をかけて網かけをしてやっております、39 条もあわせて並行してやっております。岩手県は、84 条のものはかけていないということでございます。その辺の違いが県ごとにあるということでございます。

○ 宮城県の場合だと、8 か月以内にもう都市計画を決めて実際にやり始めなければならないわけで、そういう意味では、その時点では制度の問題は確定しないとまちづくりが始められないわけですから、そういう問題があるんだと思います。

○ 議長 それに対して 39 条の場合は、これは安全に関わる場合ということで、無限定にかけることができるわけですか。

○ ええ。無限定であるがゆえに、本当にそこまでやっていいのかというちゅうちょが自治体にはあるということです。

○ 議長 では、県としては 39 条は、それは地域を指定していらっしゃるんですか。

○ 結局、8 か月以内に新しい都市計画を確定するのは無理だろうというのが、まずあるんです。

○ 議長 一般的に県としては、安全に関わる場所ということで、そういうものをやっちらっしゃるが、具体的には市や町がどうするかということになるわけですか。

○ はい。

○ 先ほど委員の言われたことを実現しようとする、やはりこれからのロードマップと申しますか、まちづくり・地域づくりについての時間スケールをまず提示して、どういうまちにしていくかという具体像が出てきたときに、現行の法律が不十分であれば、そこは改正していただく必要があると思うのですね。特に、こういう災害時の土地の所有権というのが、常時、我が国は所有権が非常に認められておりますので、こういう非常時にどうするかというときに、それがネックになっている可能性が随分あると思います。

ですから、こういうものをやりたい。それをやるためには、こういうロードマップでいきたい。そのロードマップを実現するためには、現行の法律上、少し問題のあるところはここですと。ですから、そこを触らなければいけない。そういったところで、また検討部会の方で、そういう議論を少ししていただくという流れが必要なんじゃないでしょうか。

○ それにも関連するんですけれども、今、何かをやろうとすると制度的に非常に問題が

ある、それは除去しなければいけないということと同時に、どういうまちづくりをするのか。それは基本的に地元の人たちが考えることなのであって、その障害にならないようにするはどうしたらいいのか。障害物を除去するためには、我々はどうしたらいいのか、これをやらなければいけない。

その場合も、ただ計画が出てくるのを待って、そうするというんじゃなくて、いろいろなまちづくりの形があるんだろう。幾つかのモデルみたいなものを、参考になるものはこんなものがあるんじゃないか。ちょっと我田引水みたいになってしまうんですけども、この前、田舎ですから、中心になるものはそんなにないのであって、そうすると小学校と中学校と幼稚園がみんな一緒になって、そこに介護施設もあってというのが中心になるまちづくりというの、一つの考え方だろうとお話しました。

その場合、問題になることは幾つもある。省庁がみんな分かれている。そして、補助率はじめ省庁で違う。そこをつくる時には一本にして、きちんと法的にできるようにする。今、障害になっているものを制度的に、法律的に除去するという考え方もあり得るだろう。しかし、それは一様ではない、みんなそれぞれ違うわけですから、幾つものモデルというか、こういう考え方もありますよというのを私たちが提示することは意味のあることではないのかという気がするんですね。

○ それに関連してですけれども、皆さんおっしゃっていることは、とにかく具体的な提案は市町村を中心にしてつくるべきだ、地元からだ。これは全く異論がないと思うんですけども、実際にある市がつくると。そうしたら、寄ってたかって、何とか省にこれはとても認められないとか、あるいは県がこれは無理だよと言って、ぐちゃぐちゃにされてしまう可能性があるわけです。

各地域でつくったプランをどうやって実現するかという担保の仕組みをつくっておかないと、幾らいいプランを出したって、結局こんなのは無理ですよ、あるいはこんなものは予算付けができないですよとして壊れてしまうこともあると思います。

では、どうやって担保するかということは、非常に難しいと思うんですが、今おっしゃった、1つのモデルをつくって、それを選んでいくというのも一つのやり方ですし、もう一つ、各市町村復興計画をつくっています。例えばそこに行政全体のキャラバン隊のような形で行くとか、

構想会議の人数では無理かもしれませんが、検討部会の方も入れて、そういうところも出ばっていったらいかないと、本当に市町村の独自のアイデアをうまく吸収する仕組みにならないと思うんです。

○ 是非、基本的な考え方の中に入れていただきたいと思うことがあるんですが、それは財源の問題です。安全・安心な地域づくり、高台に移転すべき、これは大変重要な指摘でございまして、何度も言っているように、阪神・淡路と今回の津波の被害が全く違うのは、どちらもまちがなくなってしまったんですけども、地震でなくなったところには堅固な建物をつくれれば、同じ地震が来ても耐えるんですが、今回はまた何年かすると津波が来る

かもしれないということですので、やはり住まいは高いところへ持っていかなければいけない。

そうすると、新たに造成をし、ライフラインを敷いて、換地をしていかなければいけないわけです。当然、今回津波被害を受けたところは、土地は二束三文なんです。ほとんど不動産価値がないわけです。したがって、造成したお金分を移っていただく方たちに負担を求めるとするのは非常に難しいということです。事務局がつくる資料の中にはお金のことは当然書けないと思うんですが、是非ともこの委員の中で御同意をいただきまして、まちづくりをするに当たっては、国がしっかりとした応分の責任を負う、少なくとも被災者の皆さんが安全な場所に移るためには責任を負うということ、是非ここで書き込んでいただければと思います。よろしくお願い申し上げます。

○議長 先ほど出た、規制のかかる8か月のうちに市町村、あるいは県の方でプランをつくって住ませられるように進めていらっしゃるわけですか。

○ はい。もう既にそれぞれの市町村、相当進んでおります。我々は、そういうのをアドバイスするというので、まちづくりはあくまでも市町村の事務でありますので、それを我々が側面からバックアップをする。ただ、まち自体が、役場自体がなくなったところがございますので、そういったところは県の職員も相当入って、今、お手伝いをしているということでございます。

その際に必ず問題になるのはお金の問題であります。全部国が買い取るという案も今、ありますけれども、いずれにいたしましても、どういう形になるにせよ、どこが費用負担するのかという問題が出てまいりますので、それについては、今後また同じ災害があっても、津波があっても命を守るという視点で、国に応分の責任を負っていただくということ、是非ここで決めていただく大変ありがたいと思います。

○議長 財源をどうするかについては甲論乙駁で、ベストミックスを考えるという以上のことはなかなか今の段階で言えないんですが、しかし、全国がこのたび悲惨な事態になったところを支える、財政面からも支える、これについてはだれも異論ないのではないですかね。

○ 「基本的な考え方」の中に、私も先週、防災集団移転促進事業の拡充という形で、国の支援で集団移転がやりやすいようにということをお願いしたんですけども、それは全くそのとおりだと思います。

○ 前回、調査をするということを決めていただいて、準備を始めているんですが、それで少しわかってきたことは、もう復興計画に着手している市と、率直に言って、それどころではないというところと、かなり差があるということです。着手しているところについては、復興の単位を大体特定して、イメージなどもつくっているところもあって、それは我々へのかなりのインプットにもなるのではないかとということで、悉皆的に、あるレベルで全体から情報を取るということではできないかもしれませんが、先行的なところを中心として、いろんなケースについての情報が市町村からいただけるのではないかと

という感じです。

その上で、さっきは一般論を申し上げたんですが、制度上、多分、どうしても必要になるだろうというのは、被災地がいわゆる都会では勿論ないわけで、山林的な土地利用、農業的土地利用、それから、漁港と、まちというか、都市というか、それをミックスしているわけです。高台に上げて安心なところをつくるというのが第一目的で、もしそういう場所があれば、そういうことをするというをみんな考えておられるわけですが、その場合の高台というのは山林かもしれないんです。そこに新しいまちをつくと、今までのまちは、もしかしたら代替的に木を植えることになるかもしれない、農地になるかもしれない。

だから、日本の中の土地利用というのは実は縦割りになっているわけですが、その縦割りを横につないでいく必要があると思うんです。市町村単位で、市町村の行政区域全体の土地利用について、市町村が1つの権限を集約して、新しい土地利用計画を立てられるという制度は絶対必要だと。国土利用計画法という法律がそういうことを数十年前にやろうとしたんですが、単なるお絵描きに終わっているという批判があって、実効性が伴わない。5つの個別規制法がそれにぶら下がっているんですけれども、それぞれがワークしているということですが、今回はそれを横につなぐというのが、土地利用間の移動ということもどうしても必要になってくると思いますので、それはあえて言えば特区ということになると思うんですが、そういう制度の新しい展開が必要だと感じます。

そういう新しいまちの方向が見えると、先ほどから議論になっている、今のところにはばらばら建つのをどうするのかという建築制限の問題が出てきて、39条が先ほど議論になりましたけれども、市町村が無期限に制限をすることができるということで、84条みたいに、当面、都市計画をつくるまでの間、8か月制限するというのとは違った自由度があるんですが、逆に無制限だけに、未来永劫制限されるのではないかという心配が出ているんですね。だから、もしかしたら、8か月よりも長く、かつ無制限ではないというようなルールを新しくつくる。それは84条を更に緩めるのか、39条の解釈の中で、ある一定のところを解除できるということをもっと明示的に入れるのか、何かで8か月と無制限の間を埋めるということが要るのかなと感じています。

それから、もう一つは、高台に移転するという話は総理大臣もおっしゃって、ここでも議論されている。実は、未確認の情報ではあるんですけれども、既に地上げが入って、高台の土地が値上がりしているという自治体もあると言うんです。国土利用計画法という法律の中に土地取引のコントロールという条項がありますので、そういうところについてもちょっと目配りをして、この機に乗じた動きを封ずることも必要になってくるのではないかと思います。

○議長 先ほど委員から、県がまちづくりについてアドバイスしているというのがありました。アドバイスしているのは、県以外に、結構いろいろなところから入っていますか。

○ 国交省が第一次補正で71億の予算で全国の復興計画の策定の調査をやっているんで

す。これはたしか間もなく締切で提案を募集して、国の調査として実施する。その調査は、1つは被害状況についての調査をやることと、もう一つは復興計画の調査をやる。もう一つは、復興計画を踏まえた、国の復興のパターンのようなものを整理するという、3つの大きな柱があるようです。どれも大事ですけれども、特に復興計画については、その予算を使って、26か所と聞いていますけれども、市町村がコンサルタントを雇ったり、建築関係の人とか、地元いらっしやると思うんで、そういう人たちを動員して、かなり大がかりな復興計画の基礎づくりをやることになるんだらうと。前回、私は、市町村ごとの計画を復興構想会議は支援するようなことを考えるべきだと言ったんですが、その考えは変わらないんですけれども、既にそういうのが動いていると、それをうまく活用していくのが現実的だという感じがいたします。

○ 実は、阪神大震災のときに、神戸市の中に100を超えるまちづくり協議会ができたのです。そのまちづくり協議会に、まちづくりの専門家を神戸市が雇用して入っていただいた。実は、彼らが行政と地元の住民との間の調整役をやったということがあります。今、市町村単位といっても、例えば、南三陸町とか、いろんなところは非常に広い範囲をやらなければいけないということで、それを市町村で1つの委員会でやるというのはとても乱暴ではないかと思うのです。やはりきめ細かく住民の意見も聞いていただかなければいけませんから、これは早く進むことができるころと、まだまだ準備段階のところと、いろいろ差が出てくるのは当然だと思うのです。ですから、現実に法律的な適用をやるときには、そういうきめ細かな、丁寧な対応ができるような枠組みを残していかないと、結果的には時間がないということで、ぱたぱたと同じようなまちづくりが押しつけられるような気がするのです。

ですから、先ほどの国土交通省でそういうプロジェクトが走っているということはいいいことだと思うのですが、これをもっと拡大して、市町村単位といっても、行政の面積がとて広くて、いろんな形で被災が混在していますので、やはり被災者の意見をきちっと汲み上げていただきたい。そういうことを経ないと、市町村単位だからいいというものではないと思いますので、是非、まちづくり、あるいは地域づくりに、地域のプランナーとか、いろんな方を公的なお金で雇っていただいてサポートする。勿論、県からも行っていると思うのですが、いろんな形で、きめ細かな、丁寧な対応をしていただきたいと思います。

○ 私は基本的に委員のただいまの意見に賛成ですが、先般、大船渡の被災地を訪問した際に、市長から、津波が来ても人が死なない、且つ住居が流されないまちづくりをというご要望を伺いました。しかし、まちというのは、そういう箱ものだけではできないわけで、産業、あるいは雇用というものが伴わなければいけないと思います。

本来ならば、その連立方程式を解かなければいけないのですが、その前に制度を先行させるか、ビジョンを先行させるかといったジレンマがあって、要するに、鶏が先か、卵が先かという話です。あるコミュニティが、福祉のまちをつくるのか、あるいはエコのまち

をつくるのか、あるいは一貫教育のまちをつくるのか、あるいはハイテクのまちをつくるのか、医療のまちをつくるのか、水産業のまちをつくるのか、こういったことによって支援の仕方も変わってくるのではないかと思います。

国で画一的にやるのではなく、基本的にこういうものは競争原理を働かせて、トップランナー方式でやるべきだと思います。まず最初に復興するまちをつくれれば、それを目掛けて第2のまち、第3のまちができていくと思いますが、その際、ニーズに応じた支援が基本であると考えます。勿論、このことによって町村間の不公平感が出てきてはいけないので、慎重に全体の公平性を調整しながら進めるべきだと思いますが、この調整を国や県が行うべきだと私は思います。

不公平感が大きければ大きいほど、県は県単位の公平な調整をやるでしょうし、国は国単位の公平な調整をやるでしょう。その場合、基礎自治体のそれぞれの思いが制限を受けることがあってはならないと思います。確かに不ぞろいで、先に走っているところもあれば、遅れているところもあるかもしれません。私が見る限り、大船渡市や陸前高田のような場所で、あるビジョンを語っても、まずは瓦礫をどうするかという課題が優先されるでしょう。一斉にやれと言っても、やはり不ぞろいが出てくると思います。そうすると、今、先行している基礎自治体はどんどん先行させて、早く希望のまちを他の自治体に見せるということも必要ではないでしょうか。多少競争原理を入れるべきだという意見を追加させていただきたいと思います。

○ 先ほどの発言、一部訂正をさせていただきたいと思います。間違っているというメモが後ろから入りましたので、申し訳ございません。議事録修正をお願いいたします。

先ほど建築基準法で84条を使って8か月の間に都市計画決定をすると私、発言をいたしました、訂正をいたします。8か月の間に土地区画整理事業などを行う予定区域である被災市街地復興推進地域の指定を行う。その後、2年以内の間に区画整理に関する都市計画を定めていくということでございますので、間違えるとばかだと思われるので、議事録の修正をお願いいたします。

○ 本当にうらやましい限りでございます。福島県は瓦礫の処理に全部スクリーニングかけなければいけません。それで今、頭を悩ませています。しかし、まちづくりで、相馬とか新地についてはそれぞれ進んでおりまして、その中で、仮設住宅よりも、最初から住宅をつくってしまおうかという発想もありまして、地形は違いますけれども、発想としては、相馬にしても、新地にしても、すばらしい発想。どうせ仮設住宅でお金をかけるのであれば、最初から一般の住宅に補助をあげた方がいいと。

○ 議長 仮設は500万で、復興住宅は金額の限度はあるんですか。

○ 復興住宅は、いわゆる公営住宅ですから、公営住宅の入居の家賃が今、安いというか、神戸のケースは。所得に応じてですね。

○ 議長 復興住宅についても、そういう箱ではなくて、地域の個性を持ったものでということが、前回、複数の委員から非常に強く出ましたけれども、今回もやはり、ああいう箱

をどーんとつくるんですかね。ある委員も前回、非常にそれに警鐘を鳴らしていらした。

仮設を飛ばして復興住宅とおっしゃいましたですね。その場合には、5階建ての、よくある公営住宅の箱ものに決まっているんですか。

○ 5階建ての住宅というよりも、通常の住宅に対して、そのまま、市の方も補助金を差し上げてということでした。

○議長 どういうものを。

○ コミュニティを中心とした。

○ 基本的には事業主体の自由でございます。

○議長 つまり、市ですか。

○ 補助の限度額というのがありますから、その中で、市町村、あるいは県が、復興住宅は大抵市町村ですけれども、デザインその他は市町村の自由です。長岡市の場合は一戸建ての木造までやりました。

○ 集落ごとのまちづくりと言っていましたね。

○ 一応、基準額がありますけれども、オーバーしても別に構いません。

○議長 その分、自己負担ですか。

○ いえ、その場合は自己負担はないです。それで、家賃の設定も自由ですから、それは市町村の考え方ひとつです。

○議長 ちなみに、限度は幾らか決まっていますか。

○ 決まっているはずですが、今、手元にはありませんけれども、補助基準としては決まっています。

復興住宅の1戸当たりの補助限度額は1,000万とか2,000万のオーダーのはずです。

○議長 前回、800万と言う人がいたけれども、1,000万以上ということ。

○ 鉄筋コンクリートはそれではつくれません。

○ 昨日、県の土木課の方がお出でになって、ちょっと話す機会があったんですけども、仮設と復興住宅という枠組みも、まちによっては分けて考えられないことが起こる。つまり、仮設を一回壊して復興住宅に移行するという場合、まさか壊した場所に作るわけにはいきませんので、復興住宅用の土地がまた要るわけです。その土地が見つからないという行政は多いんです。ですから、うちのまちなどの場合は、後々のことを考えつつ仮設住宅をつくっておいて、2軒つながってつくっておいたものを切り離して、ちょっと補強するような形で、これを復興住宅にしよう。そういうやり方しかできないところもあるやに聞いております。

○議長 いずれにしても、多くの場合、市町村が主体でしょうが、その意向によってかなり柔軟にできるようになっているんですね。阪神のときには、決まった規格の箱が、仮設住宅も復興住宅もそういうのがほとんど並んでしまったという、そういうのはもう超えているわけですね、現在の制度というのは。

○ 市町村が独自でできるように柔軟に対応せよというところは通達も出ているようなの

で、もっとそこをアピールしたらいいと思います。地元からすると、そんなことは聞いていないとか、そうなんだろうかということがある。やはり県に遠慮するあるいは国に遠慮するということがある。だから、市町村の判断で仮設も常設も含めてできるということを確認にすることは大事だ。

○ うちの町でも 900 のうち 100 しかそういうふうにはやってはいけないわけです。800 は規格品です。

○ 議長 それはどこが決める規格ですか。

○ 日本プレハブ建築協会が来るわけです。

○ 議長 900 中 800 までは規格で、あと 100 だけということですか。

○ 100 だけが町の業者に任されるんです。それをもっと増やしてほしいんです。町の裁量権をもっと増やしていただかないと、できた仮設住宅にも入らないという可能性さえあります。

○ 参考になるかどうかちょっとわかりませんが、実はインドネシアではかつて津波で集落が全部流されたところがあるのですが、その復興をどうしたかといいますと、実はその直後に軍が高台をブルドーザーで整地しまして、そこに仮設住宅をつくったのです。そして、旧居住地はココナッツの植林をやって住民が戻ってこられないようにして、かつココナッツというのは換金作物、ナタデココなどができますので、それを村共有の財産にしてあったのです。それで、5 年ほど経っていきますと、仮設住宅が恒久住宅になっておって、自分で勝手につくり替えてそのままみんな住んでいるのです。

日本は先進国だから、そういうことは大っぴらにはできないのですけれども、やはり仮設を完全に撤去するというストーリーではなくて、いろんな複線のロードマップがあっているのではないかと。つまりまた津波が来るようなところの仮設はだめですとか、あるいは少し民地で高いところに仮設ができるのであれば、それは仮設ではなくて恒久住宅に転換できるような、我が国の制度というのは 1 つの流れしかなくて、ほかに選択の余地がないという、そこが非常にぎくしゃくすることになっているんだと思います。

○ 仮設を前提としないという一言が入るだけで違ってくると思います。

○ こんなにたくさんの仮設をつくりますので、それを全部撤去するというのは経済的にも非常にもったいないと思います。

○ 議長 新地や相馬のように仮設を飛ばして復興住宅へという選択は大いに奨励されてしかるべきでしょう。少なくとも柔軟化・複線化が多くの委員の求めるところです。

○ 仮設の中には、例えば公園につくっているようなケースも結構多いんです。一応津波で災害を受けない、すぐに津波がくるかどうかは別にしろ、ともかくこういう時期ですから、そういう配慮で高台の公園等につくっているところがあるので、そのままそれを自分のものにしてしまうというのはできないと思います。むしろ私は仮設は仮設で、それをたたんだら次に何かあったときにまた使えるようにするとか、仮設としての使い回しを考えることも 1 つのやり方だと思います。

住宅問題の議論はここでは今まで断片的にしか出てきていなかったと思います。仮設あり、復興住宅というのは本格的な再建の1つの公営住宅の名称です。それ以外に復興住宅というか、恒久住宅の中で被災者のために住宅ローンを少し優遇して立ててもらうとか、あるいは鳥取で始まったと思いますけれども、直接個人の住宅に対する補助をすとか、いろんな制度がこれまで災害に関連してできてきているので、既にある制度、今回、適用され得る制度について整理をしていただいて、その上で何が足りないかという議論をするのが住宅については適切だと思います。

○ 先日の岩手県の被災地視察の際、自治体の方に、国や県に意見を出してくださいと言ったところ、「国や県の動きを見てやっていきます」と、引いてしまうことがありました。ですから、自治体が主体だということをこの会議できちんと確認し、各自治体にそれを促すことが大事なのではないかと思います。

それと、私を感じたのは、この会議で出た原則に、国や県が多少の違和感を言ったりすると、基礎自治体でも少しずつ違和感を持って行って、しまいにはどこかで助けを求めながら、どこかで国や県の押しつけだと変換する場面がないとも限りません。こういった問題が出ないように、原則2のような、自治体主体を後押しする旨のメッセージをきちんと出していく必要があります。

それから、余談かもしれませんが、今色々な仮設住宅の話がある中で、私が考えているのはデュアルユースというコンセプトです。例えば新たに地震に強いイベントホールを造る際、災害時にはそこで行政機能ができるような設備をあらかじめ用意したり、水なども備蓄しておけば、限られた投資を多様な目的に活かせるのではないかと思います。

例えば仮設住宅も、代々木にある東京オリンピックの選手村跡地の活用にみられるように、研修の合宿所として活用することで教育を核としたまちづくりに役立てると、都会から人を呼べるかもしれません。あらかじめデュアルユースを前提にした住宅の設計などを、町が意識して住民の合意を得ながら、長期的な視点、例えば大学のスポーツの合宿などを受け入れよう、あるいは教育プログラムを受け入れようとか、そういう町づくりが大事なのではないかと思います。このような取組みを早く促すべきです。

専門的なサポートに関しては、委員のご意見に対し私は全く同感でございます。

○ 恐れるのは、たしか菅総理大臣は国会でお盆までにちゃんと仮設住宅に入れるようにするとおっしゃいましたね。今、我々は仮設住宅はどうあるべきかという議論をしていますけれども、現実にはどんどん進んでいるんでしょう。仮設ではなくて復興住宅にすべきだという議論をしても、現に進んでいるのは旧来の仮設住宅で進んでいるわけですね。そうすると、これは待ってくださいというのは急いで言わないといけない。今、議論していることは、例えば6月下旬に提言したときには、既に準備はみんな終わってしまっているということになります。そうすると、仮設について議論していることはどういう意味があるのかという話になる。次の災害に備えた話なのかということになりかねない。

○ 相馬と新地は構想でした。スタートはしていないけれども、この間行ったら、構想と

してそういうふうにもっていきたいという話でした。

○ 関連して、あとは市町村やコミュニティが主体になって、そこは自由にやっていくという本質論にも絡むんですけども、十分な情報が与えられて選択肢が一通り見えるということがない中で自由に主体的にやれと言われても、それは一種滅びへの道を与えられているだけであって、仮設住宅と同じぐらいスピーディにできるほかの手段というのがわからないから、とにかく1日でも半日でも早く避難所から出たい、イコール仮設住宅、それは国の方がアレンジしてくれる、日本プレハブ協会推奨のものとなるわけでありまして、これはすべてについてそうだと思います。

自由に町づくりをやれと言われても、県は国と市町村の間に入って、国からはこういう地盤、底上げの技術は今はあるらしいとか、高台に上がるのにはいろんな技術がある、高いビル、防浪ビル、こういう技術があるというのを県からできるだけ市町村に紹介して選んでもらうようにしていますけれども、そういうのは国も恐れずどんどん市町村の中に入り、どういう情報が役に立つかはその市町村の実情がわからないとだめで、陸前高田にはこういう情報がいいし、大船渡にはこういう情報というのは、そういう意味では、国の復興本部も市町村担当などをつけて市町村ごとに状況を把握して、そこに必要な情報をどんどん提供する。市町村が困っていることを見てもないと法律とか制度も、この集落がここに移ろうとするのに当たってこの法律はこう変えないとだめなんだというのは、その実態がわかって初めてこの法律は変えなければとか、こういう新しい制度が必要なんだということは、実態がわかって初めて確信が持てるんだと思います。

勿論市町村の側がそういう国のものは要りません、我々は十分にわかっていてやりたいようにやりますというのであれば無理はしなくていいし、なし崩し的に国が押し付けてくるようなことについては、県が間に入って市町村をかばって、国に市町村が嫌がることを押しつけるようにしないように県が頑張ると思うんですけども、大前提としては、市町村が要らないと言わない限りは、国はおせっかいをしまくった方がいいのではないかと考えております。

○ 仮設住宅なんですけれども、それぞれの県によって違うと思います。8つの双葉の町村の役場がそれぞれ別なんです。そして、住民の確認がやっと80%になったんです。44都道府県にそれぞれみんなばらばらに行っておりまして、行政機能がやっと先週できるようになりました。

そういう中で、仮設住宅1万4,000のうち1万がプレハブで、4,000が地場でやっています。ここで最も難しいのが、早く仮設に入りたい、これはやはりプレハブなんです。あと、地場の大工さんに頼んだものは、明確にはわかっていないんですが、2～3週間、場合によっては1か月近く遅れるかもしれない。そして、また人手が足りないということがあって、ミスマッチがあって、住みたいところに住めないという状況があります。

それから、早く入りたいという人と地場の大工さんに頼んだ木工の住宅に入りたいとい

うことで、やっと1万4,000がめどがついたということで、総理大臣の言うとおりになるかというのは、頑張ってやりますけれども、進捗状況もままならぬ状況だということが現実です。

○議長 仮設住宅の強迫観念は至るところで緩んできたようです。既にある民家に家賃を払うという方式もあれば、配分も地域によっていろいろあるのかもしれない。ただ、多様な可能性があるといっても、仮設住宅はもう注文済みなんです。今これを変えるということは難しい段階へきているわけですね。そうすると、多様な選択がありますと国は言っているんだけど、それを市町村に徹底するということは余り意味がない。

○ 2年でやめるかどうかということです。

○議長 どうつないでどういくか。最終的な町のプランづくりが非常に大事です。

○ 仮設住宅は現実にまだまだつくられていないわけですから、こちらについてはこういうふうにやりますということで取り替えていけばいいわけです。建ってしまったものは壊すわけにいかないですけども、まだ現実に建ってはいないですからね。発注しても来ないものだったら、それはしょうがないですね。そこは柔軟性の議論だと思います。

私が言いたかったのは、大きな行政施設も大事ですけども、小さなところも集会所の機能はとても重要だと思います。私の提言の中に入れておきましたが、集会所というものの第二の避難所としての機能を有効に考えるべきだと思います。

宮城県に東松島市というところがありますが、これは全部で七十数か所の集会所があって、そのうち二十数か所が流されているので、今55か所の集会所が機能しているわけですけども、そこはかなり早い段階から耐震、ガス、電気、水道という設備をつくっていったということで、今それが避難所として生きています。今、東松島は小中学校に入っておられる避難者はゼロなんです。ほかの市町村と比べて全然違っている。日ごろから集会所を整備していくことは役に立っているわけで、コミュニケティをつくる上でも、集会所の機能というのを是非強化していったらいいと思っています。

○ この復興会議では、復興というものは地域を主体にして、主人公にして行うという原則が決められたと思います。市町村から具体的な復興に関わるプランとか提案がどの程度出てくるのかというと、私はかなり厳しいだろうと思います。被災を受けていますし、役場そのものがほとんど機能していないような行政単位もありますし、その中でどういうふうに復興に向けて動き出すのか。すでに繰り返し提案の中に出てきていたんですけども、まちづくり公社とかまちづくり会社とか、私はこれをきちんと復興会議が提案するべきなのではないかと思っています。

つまり行政だけではなく、例えば石巻に行きましたときにも、漁業関係者が大変熱いアピールをしておりました。つまり行政では届かないような現場の人たちのいろんな考え方とか思いとか欲望があって、それらを公社を通じてきちんと吸い上げて、形にしていくような制度をつくらないと動かないのではないかと。私がこれまで地方を歩いてきた限りでは、市町村というのは自分から提案することに全く慣れていませんし、こんな非常時に提案し

ろと言われても無理だと思います。

ですから、私はこの復興会議のやるべき仕事というのは、将来に向けて日本のあるべき姿といったものを見据えながら、理念的な提案を行う。そして、その理念に沿った形でのさまざまなモデルの提示をしていく。モデルの提示というのは、単に箇条書きに示すのではなくて、例えば保育園、学校、介護施設を一体化するといったものを目指すのであれば、そのための実現のプロセスとか仕組み、だれに応援を求めたらいいのか、どういう行政の部署と関わったらいいのかとか、そういうことをきちんと示す。そして、サポート体制というものをきちんと作って、県から入るだけではなくて、例えばそういう施設であれば厚労省からきちんと出向して、5年、10年関わりながら、実現していくためのサポート体制をつくるとか、モデルの提示と委員が言われたことには、そういうものも全部含まなければいけないだろうと思います。

元に戻りますけれども、まちづくり公社のようなものが復興の現場できちんと機能していかなかったら、多分行政単位だけでは動かないのではないかという気がします。今回、現場を歩いていて感じるのは、市町村合併によって大きな行政単位になったところに、ひずみが出ている。合併して大きな町にくっ付いた周辺の地区に目が届いていないという不満の声が聞こえてくるんです。つまり合併によって、まだ町や市の行政が十分に機能していないところで、この被災にあったということです。だから、単に行政だけではなくて、行政も巻き込んだ形での公社のようなものをつくる必要があると思いました。

○議長 委員は、神戸の場合、まちづくり協議会というのが市レベルではなくて地区レベルであって、そこには行政の人も入るかもしれないけれども、公費を出して民間のプランナーを雇いメンバーにして、リエゾンのような役割を果たした、というふうにおっしゃいましたけれども、そういうことは、今度の場合、東北の町々で可能なんでしょうか。その場合、だれが担い手として入るんですかね。漁業の人だとか、農業の人とか現地の人でしょうか。

○ 極めて多様だと思います。宮城の場合と岩手の三陸の場合と福島は全く違うということもきちんと吸い上げることができるような何か単位をつくっていく必要があるのかなと思います。

○議長 それとともに、県の人がお手伝いをする。それから、国もなるべくお節介しなさいとおっしゃったけれども、それも要る。しかし、それに加えていろんなプランづくりをお手伝いする専門家のような人が入らなければいけないだろうと思うんですけれども、それはどうやって調達するんでしょうかね。

○ もう既に地元の大学の教員がそれぞれのところに行って私的な形でお手伝いしているところがあるのですね。ですから、この機会に住民の参画というか、これがこれからとっても大事な力になりますので、特にまちづくりに住民の参画意識を高めていただくということは、非常に迂遠なようではございますけれども、いろんな意味でこれからの地域振興とかも含めたパワーアップには、私は十分いけるのではないかと。

ですから、東北にたくさん大学がありますので、そういったところで、例えば建築とか土木とか、あるいは地域計画とかやっている先生方たくさんおられますので、そういう方に汗をかいていただくと、そういうことでも人は結構おられると思うのです。

現に、もうかなり入っておられるのは、私は知っておりますので、それを少し制度化するというか、単にボランティアではなくて、きちんとそういうものを制度化していくということがまちづくり公社とか会社とか、そういったものにつながっていくのではないでしょう。

○ 私もまちづくり会社というのをつくって、復興の担い手としたらどうかと思っているんです。

というのは、やはり自治体はルーティンワークがだんだん出てきますので、そのルーティンワークをこなし、更にその上に復興という大きな仕事というのは、なかなか今の体制だけではできないと思うんです。ですから、非常時といいますか、ここ数年間については、もっとパワーを付けるという意味で、どうやってそのパワーを調達するかということは大事だと思うんですが、既に私の聞くところでは、国交省とUR都市機構という組織がありますけれども、国の機関ですね。ここから岩手県だったと思いますけれども、何人が派遣をして、復興計画の策定の手伝いを始めたとか。

それから、さっきの第一次補正に関連して、結局、復興の単位は自治体、市というよりも市の中の集落になるんですね。ある市の中に、実際は数十も集落はなくて、10程度の集落に分かれています。その一つひとつが復興の単位ということになるんだらうと。

そうすると、福島から岩手までに全部合わせれば、かなりの集落になると思うんですが、その一つひとつが復興の現場になるので、そこに地元の意見を吸い上げるといっても、だれかが行って一緒に議論しながらみんなの意見をまとめていくというプロセスが必要で、かなりいろんな人がそこで参画するということが必要になってくると思うんです。

私は、この第一次補正が執行されていくので、お金が付けば人が動くと思わなくてはいけなかもしれませんが、やはり1つの潤滑油になって動き出すのではないかと。

ですから、それをうまい格好で我々の復興構想会議が受けとめていくというふうにしていけば、その先が国の政策になって跳ね返ってくるという、そういう見通しがつくので、流れがうまくできてくるのではないかと期待しています。

それから、1つだけさっき緊急で、既に仮設住宅はある程度住んでいるという現実はあると思うんですが、私を感じたのは、仮設住宅の中に集会所を適当に置いてある仮設住宅と、全く住宅だけのところがあるんです。

どうしてそうなっているかというと、仮設が、やはりいい場所からだんだんできていくので、かなり抽選の倍率が高いんです。それを公平にやるためには、とにかくみんなの手を挙げた人の中から抽選するというやり方を取っているので、コミュニティはできないわけですね。今までと全然違う人が隣に来ると。

ただ、そうではなくて、ある程度コミュニティ単位というか、何人かまとまってグルー

プで申し込んだら優先してそれを受け付けるというところもあって、そういうところは集会室が機能するんです。

ですから、既にやっている仮設の割り当て方のいい例なんかをうまく紹介することによって、これから仮設を割り当てるときの参考にしたり、仮設の部屋の1つを集会室ということにすれば、そこがみんなのたまり場になれるわけで、それはプレハブの中でもできるわけですから、そういう割り当て方の工夫というのは、今からでもできるのではないかと思います。

○ 1点だけ、会社をつくる場合、公社をつくる場合、実行力も伴った方がいいと思うんです。プランづくりだけではなくて、うちはここで缶詰工場をつくってみるよとか、実際に動き出すという、事業を始めるというのをセットにした方がいい。会社や公社でもってプランニングだけをやるというのなら、時間がかかってしまうということがあるので、プランニングをやりつつ、先進的に、うちだったらこういうことができますというところがあったら、そこも任せるといえることが必要だと。

○議長 まちづくり会社、公社ができている例はあるんですか。

○ 宮城県にはないですね。今回の災害のためだけにつくったようなものはないです。

○議長 魅力的な感じがするんですけども、まちづくり会社、公社と、これは会社法に基づいた組織にするという意味なんですか。

○ 私は、第1回目からまちづくり会社の提案をしているんですけども、私のイメージは、第三セクターということだと思えます。いわゆる会社というと、事業をやってもうけるということなんですが、復興の会社は、そう簡単にはもうからないと思えます。だから、とりあえずは、復興についていろんな国からの支援とか、お金が流れてくるので、そういうのを受けとめて、地元の雇用を起すとか、今、委員がおっしゃったように、場合によっては、産業をそこで立ち上げてもらうとか、それからプランニングをするとか、そういう中から将来の町を支える第二段階のまちづくり会社というのが出てきて、それは商店街の活性化を担っていくとか、そういうのに第二段階としてつながっていけばいいと思えますが、とりあえず、商店街も何もないところのわけですから、復興ということが当面のテーマになると思えます。

私が回った市町村の中には、是非そういうことをやってみたいというところもあるようなので、関心を持っている自治体ですね。ですから、形態はさまざまだと思うんですが、何かそうやって住民とか一般の企業の、とりあえず今、正規の仕事がなくなっている人たちなんかを巻き込んで復興のために束ねて力にしていくという動きは、これから具体的に出てくるのではないかと思います。

○ 夏過ぎに仮設が全部整ったとして、今、戸数だけ一生懸命やっているのですけれども、実は、中国の四川大震災の後の仮設を見ても、仮設住宅の中にコンビニはある、酒屋はある、八百屋があると、こういうふうになっているのかどうかですね。神戸のときは、本当に仮設住宅だけあって、買い物は不便で、1日1回行くのに往復1,000円以上の交通費が

要るとか、いろんな不満があったのです。

ですから、数だけではなくて、やはり少なくとも2年は生活しなければいけませんから、そこでじっくりまちづくりというのを考えていただくためにも、余り日常生活が不便ではかなわないわけで、そこで例えば保育所どうする、幼稚園どうするかを考える必要があります。

例えば台湾の仮設住宅には、必ずコンビニエンスストアと保育所がセットで、その仮設住宅の真ん中に置かれていたのですね。こういう配慮が本当に今回やられているのかどうか、単に住むだけのところをぽんぽんたくさんつくっているのではないかという、ある意味では時間の切迫性ということで、見切り発車して内容が非常に雑になっているのではないかと思うのですね。ですから、戸数が多いだけによけいに時間が経つとそこから不満が出てくると思います。

ですから、やはりいい町をつくるには、やはりいい仮設に住んでいただかなければいけないので、我慢をしながら何かやり続けるというのは、とてもつらいことがあります。現状の仮設住宅に入っておられる方たちが、やはり不便にならないような配慮が要りますので、今は早くつくらなければいけないということばかりが先行していたのですが、まだ立っていないようなところを、変えられるところは、是非住民の御意見を反映していただきたい。

市町村単位と言っても、避難所にそれぞれ市役所や町役場の職員が常駐しているわけではないのですね。保健師とか看護師は、それなりに常駐という形になっているんですが、行政の情報というのは一方通行なのです。ですから、住民が毎回、役所に聞きに行かなければいけないという状態は今でも続いていると思うのです。何かあるごとに役所に見に来てくださいという形での情報提供が大半だと思うのです。ですから、やはり住民にいろいろな意見を聞いていただくためには、それなりのシステムが要りますので、是非、仮設住宅も数だけではなくて、本当にこれから長丁場で、しかも東北の冬は多分むちゃくちゃ寒いと思うのです。

新潟は、どか雪が降って「かまくら」みたいになって、入居者は仮設住宅でも住み心地いいとおっしゃっていたのですが、今回の被災地では余り雪が降らないので、空っ風が吹きますので、非常に仮設の生活は厳しいものがあるだろうと思うんです。

ですから、日常の買い物とか、子どもさんの保育とか学校とか、そういったものをトータルで仮設の生活が長期化するという観点での、今、ここの会議で提案できることをやっていかなければいけないと思うんです。

○ 今、委員が言われたことに関連して、この地域は、非常に高齢化が進んでいるということで、介護を必要とする人たちも多いわけですから。それで阪神のときにはいつか委員が言われたように、高齢者が孤立化してしまったりするような問題もあったということですが、今回、阪神のときと最も違うところは、介護保険があるということです。ですから、介護保険がきちんと機能して、被災された多くの高齢者がきちんと生活できるようにすること

が重要だと思います。例えば、今、もう既にサポートセンターなどを仮設住宅のそばに設置するというようなことが進められると聞いていますけれども、そのような形で是非とも介護保険がきちんと機能するような形で仮設住宅のコミュニティをつくれるということも考えていただきたいと思います。

○ 福島県の計画ですけれども、昨日、土木課の方に伺ったところでは、さすがにコンビニ、幼稚園はちょっと無理なんですけれども、デイケアセンターと集会所はある単位ごとに必ずつくりましょうという計画のようです。

それから、寒冷地に建てられる仮設については、やはり基本的に仮設と余り考えないようにして、二重窓で暖房も、入口も寒冷地風のちょっと違ったものにするというような工夫はあるようであります。

それから、最初は間に合うだけの仮設住宅ができないわけですが、そこにとりあえず何らかの順番で入らなければならない。そのときは、抽選という方法もやむを得ないわけですが、その後、大体でき上がってきたときに、もう一回地域ごとに集まれるために、仮設での引越しを認めなければならないだろうと、そういうことも考えているようでした。

また福島県の場合、特別なのもかもしれないんですけれども、仮設が本当に仮設で済むのかということがありますので、やはりできるだけ多く地元の人たちに雇用を生み出しつつつくってほしいという思いがあるんです。昨日聞いたところだと、1万4,000のうち4,000だけ任せたというのは、それがこの期間内に仕上げなければならないとすれば、福島県内にいる大工さんたちの限界だと、それ以上は請け負えないんだという話だったんです。期間が少し長くなるならばもう少し受けられるだろうけれどもと。そう言われると、あとはどうしようもないというところがあります。

○ 私は今の話を聞いていて、非常に腹が立ちました。つまり、阪神大震災の仮設にしろ、何にしろ、その体験が全く継承されずにここに来てしまって、もう動き出しているこの状況の中で、委員がどんなに叫んでも、もうどうしようもない。やはり国家レベルできちんと災害の体験と記憶というものを検証して、それが継承されていくようなシステムをつくっておかなかつたら、また次に大きな震災が起こったときに、こういう議論を蒸し返すのか。そのときには、仮設住宅について、復興住宅について、こういう議論があつて、こういう問題があつた、このときはこうしたといった情報や体験がきちんと次の世代に、次の時代に継承されていないというのは、とても不幸だなと思いました。是非、災害アーカイブセンターをつくりましょう。

○ さきほど自治体レベルでのつくり込みというか、構想をきちんと練るべきだというお話を致しました。多少論理矛盾するかもしれませんが、市民レベルでの要求内容と自治体の考えていることが違うことも多いと思います。

往々にして市民レベルでの要求というのは、短期的なことが多いと思われれます。もっと中央が関わってくると中長期的な視点というのが出てきますので、この辺りをうまく組み

合わせないと、まちづくりをやったのはいいけれども、20年経ったら、もうゴーストタウンになってしまったということが起こりうるのではないかと懸念があります。私が先般仙台を訪問した際には、町の様相が一変してしまった状況を目の当たりに致しました。我々が考えなければいけないことは、恒久的なまちづくり、つまり20年後、30年後に耐えられるものだと思います。これを個人レベルで考えるというのは、やはり難しいことです。専門的な指導なり、人口のデータなり、色々なサポートがないと考えづらいですから、こういったことをやる公社か何かの組織体は必要だと思います。

ただ、デベロッパーだけがこういう役割を担うと色々な問題が起こることがありますので、シンクタンクのような、アドバイスやコンサルティングをする組織体も必要なのではないかと思っています。

○議長 ありがとうございます。まちづくり、地域づくりという1つの箱だけで優に2時間ほどでしょうか。非常に中核的な問題でありますので、十分に議論していただいたわけですが、休憩を挟みまして、休憩の後は、他の箱に少し幅を広げて議論をお願いしたいと思います。

(休憩)

○議長 それでは再開したいと思います。

初めに、この後所用で立たれるというので、その前に所感でも一言言っていただけたらと思うんですが、いかがでしょうか。

○ ありがとうございます。本当に長時間、大変いい議論をいただきまして、心から感謝申し上げます。

私が所感を申し上げるのは甚だ僭越でございますが、例えば国の役人が各市町村に派遣をし張り付くという話は、やはり私は行って有効だと思っております。

若干性格は異なりますが、佐藤知事がいらっしゃる前で甚だ失礼ながら、飯舘村とか川俣町は計画的避難区域で、特に飯舘は6,000人、川俣は一部ですが約350世帯の移動ということになっております。ここに実は今、総務省、農水省、文科省、経産省を始め、それぞれの町に4人ずつ専門的なスタッフを国から送り込んでおりまして、県からも人を派遣していただいて、この準備にしていると、やはり県と市町村と国の役人がそれぞれの可能性を追求するというので、佐藤知事にも御尽力いただいて非常にいい形をつくらせていただいております。実はこの場所だけではございません。他の市町村でも国の職員が行って対応させていただいておりますが、ただ、問題は国の職員も数に限りがありますので、こういった形で有効的に派遣をしていくかというのは今後の課題だと思いますが、その議論が出ましたので若干御紹介をさせていただきました。

また、市町村の復興計画をつくるという話は岩手も宮城も福島も変わらないと思いますが、実は川俣町では総務省の役人さんが行っていただいているおかげで、もし早く戻れた

として、川俣のまちづくりと言って土壌改良。これは委員がおっしゃっている、勿論ヒマワリとかナタネも含めてですが、土壌改良や、そこでの工業を、どういうふうに工場を再開するかとか、そういったことまで含めて、実は総務省のお役人さんと一緒に復興プランも書き出したということをや非常に明るい顔でおっしゃっていました。これから避難をされるのに、避難から帰ってきたときのことまで自分らは考え出したんだということです。これはやはり、国の役人さんがいらっしゃることの効果も大きいと思います。

ですから、岩手や宮城の例も、どの時点で帰れるかとか、どういう形の時系列で、避難所と地域の関係によって全然違うと思いますので、是非、大変生意気ながらそういった点も踏まえて、ただ単に市町村に復興計画を預けて、本当に断片的なものではあるかもしれないけれども、全体像としてどう描けるかというのは、若干今の避難している町民や住民の皆さんと対峙して、日々のオペレーションに追われている市町村の職員の方には、逆に酷なこともあるのかと思いますので、そこら辺、是非先生方に建設的な御議論をいただければありがたいと思います。

生意気を申し上げましたが、議長に機会をいただきましたので感想を述べさせていただきました。

○ まちづくりという点では、日本の政府の中で、国の中で一番経験豊富なのは UR 都市機構なんですね。UR 都市機構についてはいろいろな議論がこの間ありましたけれども、こういふときのためにとっておいたというか、存在しているとも言えるわけです。

実際に岩手県は、何人かもう既に行って協力しているということなんです、聞いてみますと独立行政法人になっているんですかね。ですから、今の体制のまま出人を出すということや長く続けられないということです。例えば一旦国家公務員にさせていただいて、別途その派遣の予算という枠を使って行けるようにするとか、何か制度上の工夫がないと長期安定的に協力するということやできにくいという制度上の問題もあるということなんです。

人材は私はいると思っているし、あらゆるタイプの開発をこれまでやってきたので、まさにその道のプロの集団だと思えます。ですから、国としてはそこを使うということや一番重要なポイントかと私は思っているんですが、是非それを使えるような制度の仕組みを整えるということもお考えいただきたいと思います。

○議長 まちづくりについて先ほど闊達な議論をいただいたんですが、特に終盤は仮設の在り方ということに議論が。仮設にサポートセンターとかコンビニとか集会所のようなものをつける必要ということがいろいろ議論され、更にまちづくりにおける柔軟さ、内容の質、多様性ということについても議論があったわけです。先ほど仮設についてはもう注文は終わっているというお話がありましたけれども、それぞれの県でどういうところに実情があるのかということや教えていただくと、大変ありがたいと思います。

仮設住宅の在り方について、ただ数をやるのではなくて、集会所であるとか、コンビニであるとか、生活の便宜を入れ込んだ、そういうつくり方というのがどの程度できている

のか。いや、もう規格で注文は終わってしまっているよという状況なのか。そして、その後の復興住宅のプランについてはどういうふうに進めつつあるのかということについて、ちょっとまとめて教えていただければありがたいと思います。

○ まず、集会所等の設置ということでは、仮設住宅 50 戸以上つくるところには原則として集会所を設置するというのでつくっております。100 平米ぐらいの集会所で、そこは介助入浴が可能な浴室もあって、介護のデイケアみたいなこともできるようになっています。あとは、NPO やボランティアが常駐可能な事務スペースもつくられています。高齢者福祉施設の設置等ということで、厚生労働省からもそういうのをつくりましょうという方針が示されていますので、これも市町村と協議しながら積極的な整備を進めるという方針でやっています。

あとは、コンビニは陸前高田市で、ローソンが店舗を仮設住宅のそばにつくるというのを市が誘致して成功した例があります。

仮設については以上で、その先の復興住宅についてはまだまだこれからの話でありまして、市町村の計画づくりを県も支援しながら、その中で、今は補助率 4 分の 3 ですが、災害公営住宅について国の補助を 10 分の 9 にアップしていただきたい旨の提言を前回は行ったところです。

○ 議長 市町村の独自性といいますか、それぞれの現場での意向に沿って復興住宅はつくることができるという柔軟さを指導していらっしゃいますか。それとも、箱ものをつくるという阪神淡路型を手本にいらっしゃいますか。

○ 今のは、仮設の次の段階のことについてですね。それはまだまだ白紙状態であります。

○ 議長 では、まちづくりとともに、復興住宅も市町村がプランをつくるのをサポートしながらという状況ですか。

○ はい。

○ 仮設住宅につきましては、宮城県は 3 万戸を目標にしておりました。9 月末までということで進めておりますが、今、民間賃貸住宅、アパート・マンション等で国が手厚い補助を出すということを表明いたしました。それから民間賃貸住宅に移る人たちもかなり増えてまいりまして、現在、おそらく二万二、三千ぐらいでとまるのではないかなというふうに見ているということでございます。もう既に一万四千ぐらい着工しておりますので、かなり前倒ししてできるのではないかと考えております。ただ、総理がおっしゃったように、お盆までというのができるかどうかは明言いたしません。

その中に集会所、コンビニ等をつくっているのがあるのかということですが、そういう御提案もいただいております。ただ、当たり前ですけれども、コンビニ等、あるいはスーパーということになりますと、ある程度の規模がないと採算性がとれませんので、一定の規模がないとだめだということございまして、そういった一定規模の集落を形成できるような仮設住宅の場合にはそういったようなものも要請をしていこうと。実際、そういう話が進んでいるところも地域としてはございますが、やはり皆さんは地元から離れたくな

いという御要望がありまして、なかなか集約化することは難しい。したがって、被害を受けた町や市の中で、できるだけ場所を探して、今つくっていているということですので、どうしても数十戸の世帯ごとということになっておりますので、なかなかコンビニというのは難しいと思います。

ただ、集会所等、皆さんが集える場所につきましては、全員入れるようになりましてから、今度はだんだん出ていく人も出てまいりますので、そういうことで集会所等をつくることは十分可能だと思っております。この辺は柔軟に対応したいと思います。

宮城県の場合は、先ほど3万と言いましたが、二万数千戸のうち3,000戸程度はリースで、残りは全部買い取りというふうになっておりますので、うちはかなり長期間使えます。3,000を除けば、残りはうちは全部買い取りになりますので、したがって集会所等、いろいろ使う用途も出てくるので、その辺は柔軟に対応できるのではないかなど、このように思っているということでございます。

なお、市町村で仮設住宅をつくるというようなこともできるように、供与事務を委任をしております、現在1つの町、山元町というところのみが自分たちで仮設住宅をつくるという発表をして、今、準備を進めているということでございます。

そういう状況でございます。

○議長 復興住宅、まちづくりは、岩手と同じように、これから市町村の自立性を尊重しながらサポートしてということですね。

○ そういうことです。もうかなり進んでいるところも出てまいりました。

○議長 前回にもここで強く出た意見ですけれども、それが規格の公営、県営住宅的なものではなくて、一戸建てだとか、町それぞれのプランを尊重して、いろいろなタイプのものが可能というふうになっておりますか。

○ はい。復興住宅につきましては、要は公営住宅ですので、今ある県営住宅、市町村営住宅と全く同じスキームだと考えております。したがって、神戸のように土地がないので、大きな建物、ビルを建てるというところもあれば、一戸一戸つくるところもあろうかと思えます。当然、郡部の方に行けば行くほど、平屋の家が建つことが多くなっていくのではないかと私は思っております。

○議長 これは、市町村の意向を尊重しながら、県の方で決めていかれるわけですか。

○ はい。基本的には市町村営が望ましいと思っておりますが、南三陸とか女川といったような完全に町がなくなってしまったようなところにつきましては、ある程度県営というものも考えなければならないのではないかと思っております。

ちなみに、今回、国の1次補正で復興住宅の予算がもうついております。もう既に可決されておまして、宮城県でたしか450億円程度来ています。かなりの金額を予算としてつけていただいているということでございます。したがって、そういうのを使って順次、話はとまっているというより、もう前に進んでいるということですね。

○議長 それだけに、いい町をつくるように、ここでの議論なんかを是非参考にして進め

ていただければと思います。ありがとうございました。

○ 私どもの仮設住宅の供給目標が今3万5,000、7月末までに2万、そのうちの1万4,000が応急の仮設住宅で、それから民間5,000、それから公営住宅1,000ということで、先ほども話をしましたけれども、1万4,000のうち4,000については地場で作りたいということでやっておりまして、当然のことながら、集会所、これはコミュニティという見地からも町村長からそれぞれお話がありましたので、集会所もつくろうかなと。

この間、グループホームの話もあったので、そういうふうな要望もあれば、高齢者が多いものですから、できる限りその要望にも合うことが大事かなと思っております。

何せ、私どもは町村の行政機能がようやく2週間前ですからね。しかも、一番つらいところというのは、さっき言ったように、44の都道府県にばらばらにそれぞれ避難しているし、県内についても会津に2つの役場があって、あとは5つが県中、あとは県北、県南にあって、いわきに1つあるということで、住民の掌握がようやく今の段階で77%ということなので、それぞれの要望を聞きながらも、学校の話、それから勤め口の話、それを役場の機能がようやく回復したものだから、県の方としてはまとめながら、極力その要望に応えながら対応しようかなと。

ただ、これも御承知のとおり、ワンステップ、ツーステップあるんですけども、やはり9か月でもうともかく早く収束していただきたい。一昨日から一時帰宅しているんですけども、その避難している皆さんからすれば、それこそ「何で線量が低いのに我々は避難しなければいけないのか」と、非常にいろいろなことが錯綜しておりまして、そういうふうな中での住宅づくりというふうな、申し訳ないけれども、岩手、宮城とまた違う見地があるので、そういうふうなことも踏まえながらも、まずは1次避難の皆さんが2次避難に6割近く移っておりまして、仮設住宅にはまだ入っていないというのが現実でありまして、そういうふうな中で今推移していて、7月末までには何とか2次避難から仮設住宅に入れるような進め方をしていかなければいけないなと思っております。

○議長 ありがとうございます。福島県を視察したときに、今、グループホームとおっしゃいましたけれども、相馬市長が長屋というのの図面をかいていらして、高齢者の方が住む長屋で、それは1軒の中にみんなでの共用部分が非常に多くて、そこで共同生活ができるようにというふうなプランをつくっていらして、大変印象深かったのを思い出します。

それでは、「まちづくり・地域づくり」で随分御議論いただきましたが、次の箱は「地域産業等の再生」ということでございます。まちづくりと不可分でありますけれども、雇用の確保、医療・介護・福祉の切り口、教育まで、こういうかなり広がりのある地域の再生というテーマがこの箱にございます。これについて御議論をいただければと存じます。

これまた非常に重要な、安全な町を再建するということが、この生活・雇用によって支えられなければ、結局のところ、それは寂しいものにならざるを得ない。そういう意味で極めて重要で、これが単に復旧ではない、復興的なもの足り得るということを私どもは期待するわけですが、それについてどなたからでも御議論をお願いします。

○ 漁業についてですけれども、「集約化、大規模化」云々とあるんですが、岩手の場合ですと、漁業についてもコミュニティを基盤にして、養殖、あるいはウニやアワビを採取していますし、あと、定置網ぐらいのそういう小規模な漁業を行って、そこに加工や、またインターネット通販とか、あるいは近くの旅館でグリーンツーリズムみたいな、そういうことで高付加価値化を図っているところがたくさんありますので、そういうコミュニティを基盤とした漁業についても大切にしていこうというのを、農業・農村の方にはそういう農村コミュニティの復興という視点も重要というのがあるんですが、漁業についてもそういうふうにしてほしいと思います。

○議長 それは、今おっしゃった大規模化ではなくて、コミュニティ中心の、この小さな湾で自分は養殖している、それを尊重するということを一本でおっしゃっているんですか。それとも、デュアリズムというんですか、釜石のようなどころにはやはり集中してしっかりした中核拠点としてのものをつくる。そういうところと、それから小さなコミュニティで大事にするというものの両立をおっしゃっているのか、どちらですか。

○ 広く三陸の海で見れば、気仙沼とか石巻のように遠洋漁業などで稼ぐのもあり、それはそれでありだと思います。他方、小さい津々浦々で、農業でやっているような6次産業化的、高付加価値化で、小規模ながら高付加価値化を目指すもの。

○議長 それを否定するわけではなくて大事にしたいと。それは、御自分で流通までいくんですか。それとも、そういうのは釜石だとか、気仙沼とか、大きなところへ持って行って、広い流通に乗せるんですか。

○ 方向性としては、できるだけその場に観光客などに来てもらって、地産地消してもらおう。もう一つは、インターネット通販で目の利く人に高く買ってもらうというやり方なんですね。

○議長 なるほど。ありがとうございました。

○ ここに書かれていることはどれも必要なことなのですけれども、その整理のための軸として申し上げたいのは、とりわけ雇用の面では、1つには、まずこの有事からとりあえず平時に戻るといえるのか、これは復旧ということかもしれませんけれども、大人には仕事生活が戻ってくる、子どもはちゃんと学校に通い学校生活が戻ってくるというのが、一応平時への復旧だといえると思います。その政策はこの中にもいろいろ散りばめられていますが、まずそれが第一で、特にその場合、教育については学校の早期の復旧ということがあるといいますし、雇用について言えば、とりあえず仕事があるようにするということでは、まず出てくる雇用需要は、復興需要、要するに官需です。

そしてもう一つ、そうした初期対応の後に最初に出てくる民需もまた、さまざまな形の公的なサポートを受けた中での民需がまず出てくる。その中には、例えば漁船の貸付であるとか、生産設備の公的な整備といった支援を基盤として民需が出てきて、そこから雇用が出てくるというパターンです。つまり、ロードマップ的にはまず有事の状態から、とりあえず平時の状態に戻すというプロセスがあると思います。その上で、主にここに出て

いるのがその例であると思いますけれども、その後の復興という形で本格的に生活が再建される。これを雇用と教育についてさらに分けていうと、教育については、まず平時に戻すというのは、今は学校に行けるということですが、復興した先の教育で大切なのは、被災地の子どもたちが将来の教育機会を奪われないということでしょう。ですから、今、単に学校を復興するというだけではなくて、奨学金制度であるとかそういうものも含めて、被災地にいるという理由で、そのほかの地域にいる子どもと、進学等についてハンディを負わないようなスキームをしっかりとつくることだと思えます。

雇用については、これは前から申し上げているように、ここに書かれているような農林水産業であるとか、サプライチェーンの重要な部分を占める製造業であるとか、再生可能エネルギーであるとか、観光であるとか、あるいは勿論医療、福祉であるとか、教育研究といったような経済活動の中から雇用をどう生み出していくかということです。

その際に、ここに書かれているような経済活動、つまり農林水産、サプライチェーンを中心とした製造業、再生可能エネルギー、観光あるいは医療、福祉、教育研究といったようなものを表側にし、一方で表頭に先ほど申し上げたような、それが生涯現役社会のモデルという視点でどのように貢献していくか、エコ社会をつくるという視点からどのように貢献していくか、あるいは安全・安心の社会をつくるという観点で、それらの経済活動がどのような貢献をするかということをとって、表側と表等を組み合わせたマトリックスができると思います。その中のセルのどこをまず先に行い、あるいはどこが中長期的にはより重要かといったウェイト付けをすることによって、最終的な目標がどこにあるかということを示しやすくなるのではないかと考えております。

○議長 問題が多岐にわたっているだけに、いろんなところへ枝葉があって、そういうものを整理するマトリックスをつくっていただければ大変ありがたいと思います。

○ 皆さんも御存じかもしれませんが、5月12日付で政府広報ということで『事業再建ハンドブック、生活再建ハンドブック』と1冊でどちらからも見られるようになっていくハンドブックが出されて、その事業再編ハンドブック、これはだから第1次補正でどういう制度ができたのかというのを紹介しているんですね。これを見ると、中小企業を含めた事業者、この間から出ている雇用調整助成金とか、そういう制度だけではなくて、具体的に再建したいというために、施設についての手当とか、あるいは設備について補助金、優遇的な借入金等で創業を支援するという制度がかなり組み込まれていて、これが動き出したばかりで、まだ現地に説明を始めている段階だと思うんですが、こういうことでできるだけ早く創業を再開することが極めて大事だと思います。場合によっては、町の復興は少し場所を選ぶとかいうことに時間がかかるのですが、仕事の復活・復興というのは、それに先んじてやって、お金の流れをつくっていくということが、全体の復興の弾みをつける上で大事だと考えています。

そのときに、今までのこの議論でも、集約化とか、つまり復旧と復興の違いということかもしれませんが、これまであった例えば漁港を全部復活させるのか、あるいは

重点化していったら、それは結果としては体質を強化して、競争力を高めていくということで、長い目で見れば産業の競争力が高まるので、地域にとってプラスになると。製造業についてもそういう言い方がされていて、集約化というのを復興あるいはこうした支援の過程で絡めるのかどうかですね。これが場合によっては、あらかじめ例えば災害前に操業していた工場が100あって、それを30に絞ると。70は資金を提供しないで、30だけについて復活するんだというのは、何かある基準で選んでしまうという極端な仮定を置けば、そういうふうにして選択するということもあり得ると思うんです。そうではなくて、100全部を復活するというので、薄く広くまくというやり方もあるんです。

これはどうやって実際にやっていくのかというのは非常に重要なテーマで、私も長期的に見れば、競争力を高めていくということが大事でありますから、これまで100あったものが100全部10年後、20年後にそのとおり創業しているということではないかもしれないと思うんです。ただ、それをあらかじめ選ぶというのも難しいので、その過程を結局コミュニティと先ほどおっしゃったけれども、地元でどうやったら復興の過程で産業の体質が強化できるのかということを中心に議論していただいて、地元主導でそういう選択と集中ができるようにするというのも大事なのではないかと思います。

私が見たところでも、1つの集落に2つ、3つ漁港があって、一応全部使っているという集落もあるんです。昔の漁港も残っていて、それも少し改良などがされているとかですね。そういうところは1つでもいいように思いますし、あるいは隣と一緒に少し立派な漁港をつくれれば機能が更新されるかもしれないし、それはケース・バイ・ケースだと思うんですが、そこは少し時間をかけていただいて、地元で話して決めてもらうというプロセスにしないと、外の人はどう選択、集中するのかなかなか決めにくい。その仕組みというのはかなりキーになって、それができないと、再編整備集約化というのは書いてあるだけということになりかねないと思います。

○ 製造業の中に、地元企業が撤退しないようにということなんですが、もう既に撤退が始まっております。これは数年かかりますので、ある程度やむを得ない部分があると思うんです。私は、やはり新たに、特に食品加工業の誘致というのは非常に重要になってくると思うんです。したがって、製造業というよりも、特に食品加工業ということで限定してもいいかと思うんですが、そういったようなものの誘致のためのインセンティブの創設といったようなことを是非入れていただくとありがたいかなと思います。

水揚げをしても、それを加工する工場がないとだめなんです、その工場が被災をいたしまして、中央資本の企業は撤退を始めております。ただ、これはずっとこのまま居続けるというのも、まだまちづくりができていない段階ですので非常に難しいので、撤退するのはやむを得ないのですが、新たに呼び込む必要がありまして、その呼び水となるようなものを是非創設していただくと、水産業が活性化してくるのではないかと思います。

○ 議長 どういう誘致策が考えられるんでしょうね。

○ やはり何らかのインセンティブですね。そういったようなものを独自に沿岸部のエリ

ア、漁港といったところにつくっていただくと、非常にいいのではないかと思います。

○議長 漁港の再建というのは、国がかなり引き受けてやるんでしょう。

○ 県でやる部分もございますし、基本的には漁港は県と市、町です。

○議長 地元で資金はありますか。

○ ないですね。

○議長 そうすると、やはり国の資金を仰ぐ制度が必要でしょうか。

○ 前回までの話も、本日の話もそうだと思いますが、第1次産業は農業、漁業、水産業ですね。第2次産業の中では、中小企業を対象にした議論になっている印象がありますが、大企業での雇用維持には別の視点も必要だと思います。

政府が被災地雇用保護政策をとれば、一時的な効果を示すだろうとは思いますが、中長期的にはやはり限界があると思います。震災以前からもあることですが、企業が成長するには魅力的なイノベーションがなければいけませんし、そのイノベーションを活発化するような研究開発をやらなければいけません。そして、そのためには投資を呼び込まなければいけない、投資を呼び込んだところには雇用が発生するということです。

即ち雇用だけを言っても、投資、あるいはイノベーションが伴わないと競争力を失っていきます。大企業においては、今申し上げた好循環を実行出来るかが問われている現実があります。

昨年、リチウムイオン電池やLEDなどで低炭素社会に寄与する技術で国内立地を促進し、雇用を確保することを目指したいいわゆる「低炭素立地補助金」という制度を政府に実施していただきました。これが企業の投資の後押しになったという事例もあるわけです。

リーマン・ショック以降病んでいた企業にとって、この政策は成長のための希望の光でした。極めて激励されたような気がいたしました。多くの企業がこの制度の利用を検討し、投資が停滞している中で、予算をオーバーするぐらいの投資計画が民間企業から出されたようです。今回の震災を受けて、被災地に対してより強力な企業の投資促進施策を政府で考えて頂きたいと思っております。メリハリをつけないと、必ずしも被災地でなく、もっと安全なところ、あるいは電気も十分なところに投資が向かう可能性がありますので、東北に投資を持ってくる強力なインセンティブを準備しなければなりません。

参考までですが、東京で子供もいる共稼ぎの夫婦が勤務していた会社が福島県に本部を移しました。夫婦は転勤すべきか、会社を辞めるべきか迷いましたが、結局奥さんが福島に移り、御主人は会社を辞めて子どもために家庭に入りました。幸い福島でも御主人に仕事が見つかり事なきを得ました。その後、以前の東京の生活に比べどうだと聞いたところ、極めて満足に暮らしていると返答がありました。教育には非常にいいし、便利だし、混雑はないし、非常に満足していると。2人とも都会育ちにもかかわらずです。

前々回に、各被災地の1人当たりの所得が低い等のご指摘がありましたが、見方を変えれば、東北は生活コストが極めて安いということも言えます。これは所得の低さを嘆いているわけではありません。企業にとっては労働コストの低さはある種の魅力です。これは前

回、希望が持てないだろうと指摘されたところですが、私はむしろ希望の光だと思います。所得は少ないかもしれませんがキャッシュアウトも少ないです。3時になってお茶を飲むときも、キャッシュアウトをしているわけではないのです。こういった生活コストのことなどを考えると、違った戦略が出てくるのではないかと思います。クオリティ・オブ・ライフという観点で考えると、教育インフラが整っているとか、文化施設があるとか、医療が充実しているといった、総合的なまちづくりの上に産業が発展するのではないのでしょうか。これに加え、法人税、固定資産税減免等のインセンティブもあります。企業が投資をする場合は、税的な側面、ただ今申し上げたインフラ、地元の労働力としての人材、行政サポートなど、総合的に検討して判断するものだろうと思います。

まとめて言うと、やはり今までよりも強力なインセンティブを導入する必要があります。私どもは宮城県の事業所で踏ん張ってやっていくということを決めました。しかし、ある事業は宮城県内のほかの事業所に行くかも知れないし、またある事業は福島県に行くものもあるでしょうが、しかし何とか日本の雇用を守ろうとやっております。しかし、申し上げました要素の中で企業は立地を選んでいるのだという視点も見て頂くべきではないかと思えます。

○議長 いろいろな条件で東北は悪くないということがありましたが、強力なインセンティブというのは、例えばどんなことですか。

○ 「低炭素立地補助金」は、平成21年度の補正予算にも盛り込まれた政策ですが、投資を促進するための施策を期待したいと思っています。

それから、イノベーションという点では、前回もお話しましたが、総合科学技術会議の中で、エネルギー政策などにより傾斜配分をして投資とイノベーションを促進する、投資には海外資本を積極的に呼び込むといったお話がありました。このようなアクションが雇用につながるのだと思います。中途半端な施策だと企業に逃げられてしまいます。

○議長 自然エネルギー重視は、これから日本全体かもしれないですが、東北地方には優先的にその答えを提供するということですね。

○ 話は少し大きくなるのですが、今回の被災地は基本的には過疎高齢化がこれからも進んでいくだろうというわけです。その中で、農業とか漁業をどう担保するのかというのはとても大事なわけで、集約化とか大規模化とかいろいろあるのですけれども、まずこのトレンドの中でどうするかということを考えなければいけない。

1つは、ある意味、農業、漁業、観光業を考えたときに、スイスのやり方がとても参考になるのではないかと思うのです。スイスに行きますと、卵が1個40円ぐらいするのです。これは非常に高いのです。なぜ高いかというと、ああいう国で牧畜とか農業を担保するというのはとてもコストがかかりますが、しかし、農業とか牧畜をやらなかつたら国土が荒れるというわけです。ですから、そのために農業とか牧畜をやっていただいているということで、都市の住民がその分を応分に税金で負担しているというわけです。

ですから、今回、鉄道なども随分大きな被害を受けて、このままではもう復旧などでき

ないというような被害なのですけれども、これを東北地方という国土を守る、あるいは観光をどんどんやっていくということになると、やはり都市の人間がそういうものをサポートするという体制を明確にしていかなないと、単に効率とか問題では解決できないわけです。その代わり、地元ではレベルの高いものを生産していただくというか、何か今までと違う考え方で単にコストパフォーマンスで漁業とか農業を再生させるなどというのは多分不可能だと思うのです。

そういう国土を漁民とか農民の皆さんの努力で守っているという視点に立って、スイスがそうなのですが、そういう違った観点からこの復興を考えないと、多分産業はグローバルマーケティングで太刀打ちできるという技術があればできるのですが、こういう1次産業というのは非常に難しいと思うんです。

少し考え方を農業とか漁業とか観光業というのも、例えばスイスに行くと山岳の小さな鉄道会社がずっと残っているのです。そのままではコストパフォーマンスはむちゃくちゃ悪いはずなのです。それが残っているというのは、みんながサポートしている。例えば東北地方が東京の食料庫だったら、その恩恵をこうむっている東京がその生活を継続するためのお金を出すというのは当たり前の話でして、そういうことも考えていかないと、なかなかこの復興を過疎、高齢化が進んでいる中で進めるとするのはとても難しいのではないかと思います。

ですから、今までの地域振興の考え方を少し変えていく必要があるのではないかと思います。

○ 論点整理にある漁業・漁村という言い方が狭い。これは水産業であるべきです。農業のところには6次産業化と書いてあるのに、なぜ漁業に来ると6次産業が消えてしまうのか。水産加工業の復興プランも重要です。農林水産省の考え方では漁業者ばかりのところに目が行くわけですから、総合的にやっていかないとこの地域の振興はないわけです。

この論点整理では、従来の漁協の権利意識を守ってくれということが書いてあるだけだという印象です。今、問われているのは、果たして漁協だけの復興でいいんですか。漁業者だけでやっていけるんですかということです。復興構想会議では、もっと大きな文脈の中で、水産加工業も含めて、6次産業化とか、そういうところでどうやってつくるか、という視点をもっと前面に出していくべきです。

○議長 先ほど委員の方から小さな湾の中の大事にしている、それは漁協が多分やってらっしゃるんでしょうけれども、それを尊重してやらなければというのは、現場とか地域重視という1つの理念に沿っているわけです。今、委員のおっしゃるのは、そういうことをやっているという既得権の塊になってしまって、ちっとも新しい水産業にならない。どういふふうに折り合いをつけたらよろしいですか。

○ 例えば養殖であって、今まで10軒でやっているところはもう10軒も要らないわけですね。こういう機会だったら5軒でできるかもしれないし、2軒でできるかもしれない。では、2軒でやるというときに、それだけ漁業者が力がないのだったら、例えばそこに

水産加工業が入っていてもいいし、その辺の参入を私は自由にするというふうにやってもいけない。養殖も含めて漁業の中に民間企業を入れて活性化をしていくという刺激を与えていかないと、結局基に戻ってしまうというところだと思えます。これはいい機会で、今、本当にもうどこの湾に行っても何もないですから、そうしたらもう一回どうやって立て直すかというときに、公社、会社でやってみようとか、会社だったら加工業者が入ってくるとか、そういう柔軟性と活性化というのをもっと考えていかないとだめだと思えます。

○議長 ファクターを自由に入れることによって10から2～3に絞る場合に、それは地元の人たちに選択と集中を考えてもらわないと、外からこうしろというのは問題ある。

○ 勿論そうです。

○議長 そうすると、委員の御意見は、外部から市場のパワーが入ることによってですか。

○ そういう仕組み、枠組みをつくって、入れるような仕組み。外から入れるべきだと言っているのではなくて、そういうのが地元で受け入れるような仕組みをつくっていくということです。

ですから、それは復興の単位が漁協単位ではなくて、水産会社でもいいんですけれども、要するに単位を漁協単位でしないということになると思います。

○ 私は未開のフロンティアを漁協ではない経営体がどんどん開拓していくのはいいと思うんですけれども、例えば本州最東端の重茂漁協という漁協で金を借りて船を買う、漁具も買う、これをみんなで使おうという復興を既に総会を開いてスタートしているんですけれども、そこはアワビの殻にウニを詰めて焼いて重茂の焼きウニとして商品化に成功し、もうブランドとして非常に定評があるんです。ワカメの養殖なども、どうすればより質の高いワカメになるだろうかというのをみんなで一生懸命研究してやっていると。

それだけの成果を、100人で100人が食べていくということをやっているんですが、企業経営でやれば、5人ぐらいでやれるのかもしれませんが、そうすると、そこで食べて幸せに暮らしていた100人、200人は、もうそれまでの生活とか働いて稼ぐというのを奪われてしまうわけです。

だから、うまくやっているところはその調子で更にうまくやってもらえばいいと思っていて、勿論、三陸全体あるいは日本全体を見ていく中でうまくいっていないところで企業的経営のてこ入れがあると発展するところもあるでしょうし、あと人がもういなくなって漁業区が余っていて、だれも使っていないようなところ、もったいないところには新しく参入すればよく、それは2トラックというか、3トラックというか、それぞれのやり方を並行してやっていけばいいのではないかなと思います。

○ 宮城県と岩手県がどんどん先に行ってしまうので指くわえているしかないんですけれども、一応福島県のポジションを確認しておきたいのですが、農業とか漁業に関して、原発で避難した人たちの場合、漁業をやっていた人は当分やれない。それはもうしょうがな

いんですけれども、農業の人たちが仮設に住みながら空いている畑を貸してくれないかという動きというのは、必ずあるだろうと思うんです。そういう動きに対して、例えばカンボジア難民はタイでもミャンマーでも、耕すことは一切禁じられたんです。それは土を耕すとそこに永住したいという気持ちが生ずるので耕すことは相ならぬという政策をとって、竹細工をつくって売るのは構わない。そういう手工芸はいいけれども、農業はやってくれるなということがあったわけです。

今回、避難してあちこちの自治体に仮設でお世話になっている人たちが土地を借りたいと言ってきたときに、どういう態度をとるのか。各行政に任せてしまっているのか、それともある一定の基準と言うんですか、どんどん貸して下さっていいとか、あるいはそうするとともとの自治体が崩壊するという解釈もあり得る。非常に難しい問題ですけれども、仮設の土地にいながらも農業をやりたいという希望にどうしましょうかという、そこにある程度の基準がないと非常にばらばらなことになるような気がするんですが、かといってどういう基準をつくったらいいのか、私にも浮かばないのでご意見を伺いたいんです。

○議長 カンボジアと違って禁止ということはあり得ないですから、本人がその仮設の地で農地を手に入れて利用してやるというのについては、何ら構わないんですか。

○ もう全て任せるということですか。

○議長 はい。そしてそこが気に入ればそこに永住されてもいいし、やがてふるさとに帰れるようになったときにはお帰りになってもいいということではないんですか。

○ 気に入って残ってしまってもいいかどうかというのは難しいですけれどもね。

○ 農業委員会がありますね。これで決定してもらえばできるんです。ただ、畑は大丈夫で、あと田んぼがそれぞれ減反をやって、これに補助金とか転作が付いているから、これによって町村ごとの融通ができるかどうか。最終的には農業委員会が決めてやれないことはないと思います。

○ やってもらうという方向でいろいろ考える、ということですね。

○ 今のお話とも関連するのですけれども、雇用と地域産業の再生ということを考えたときに、何度も申しますように、雇用は生産からの派生需要ですから、地域産業が雇用を生み出すという意味で密接な関係があるのですが、実は雇用だけを考えると、つまり働いている人本人のウェルフェアだけを考えれば、雇用はよその地域で雇用が確保されるならば、それはそれでも良いということもあります。よその地域の方が雇用確保の可能性が高ければ、本人の雇用の確保のためにはそれでも良い。つまり、職業紹介もその地域の中で実現されれば勿論いいわけですが、もしその地域の中で無理であれば、外の地域で雇用が確保されることもありうる。そこをどう考えるかということも議論する必要があるかもしれません。地域の利益と個々の労働者の利益は必ずしも一致しない場合もある。

2つ目に、構成の問題ですけれども、これは提出されたものは論点の整理ですから余り気にする必要はないのですけれども、農業・農村、漁業・漁村という分けかたと、製造業、観光という分けかたでは、地域特性による区分けと、アクティビティによる区分けが混在

しているわけです。先ほどマトリックスのことを申しましたけれども、例えばその中で非常に重要なアクティビティの柱になりそうな再生可能エネルギーの問題というのは、農村・漁村のところに書かれていて、活動の見出しにはなっていません。そういう面では、農業、漁業であるとか、製造業であるとか、再生可能エネルギーであるとか、あるいは観光といった経済のアクティビティは、それぞれいろいろな地域に存在している。

例えば観光というのは農業の中にもあるわけですね。農業や漁業の中で恐らく観光の雇用のかなりの部分は農業者、漁業者の兼業のような形で出てきますので、地域の分け方と経済活動のそれを混在させない方が良いと思います。

被災地でなくても、もともと日本の多くの地域は、何らかの地域間所得移転がないと経済活動は維持できない構造になっているわけです。そういう面では、そういう地域の農業であるとか、さまざまな活動が、都市部を中心とする日本全体の費用負担において維持されるということは、たしかに事実だと思います。

ただ、1つだけこれは反論ではないのですけれども、それは決して経済合理性に反するわけではなくて、それは最終的には都市の住民にとっての利益にもなるわけです。経済学の言葉で言うと外部経済、外部不経済という話になるわけですが、都市の住民が得ている自然環境の維持といった農村地からの外部経済の分を農村地にお返しするという意味では、都市から農村への所得移転は決して経済合理性に反してはおらず、そういう受益と負担のルールをきちんとつくっていく。これは後で出てくる財源の負担の問題とも実は絡んでくると思いますけれども、議論する必要のあるところだと思います。

○ 先ほどのまちづくりとも関係するのですが、このことは絶対言っておかなければいけないと思うのですが、また津波が来るのです。これをどうするのだというわけです。こんな大きな津波はそうめったに來ませんが、でも岩手、宮城というのは大体江戸時代から70年に1回ぐらいはマグニチュード8クラスの地震で津波が来ているのです。そうすると、まず、みんなまちづくりでは命を亡くさないということでその津波をどうするかということは考えていただいているのです。問題は水産業です。これも養殖漁業にしても、漁港にしても、とても大きな被害が出る。ですから、その災害ごとにまた0になるのかということなのです。

例えば養殖漁業などでも、係留ロープの太さとか、設置する海域を制限するとか、被害を小さくする方法はいろいろあるのです。それをほとんどやらずに内海の非常に静穏なところでどんどん養殖いかたを入れて高密度にしてしまったというわけです。ですから、昨年2月28日のチリ沖地震津波のときには丸一日かかって津波が来たにもかかわらず、三陸地方の養殖いかたはほぼ全滅したわけですね。そういうことがまた起きてしまう。

ですから、これから漁港の集約というのも第1種漁港が宮城と岩手に200港くらいあるのですが、これは集約しないと次の津波に備えてつくらなければいけない。今までと同じような発想でやってしまうと、また70年経ったら0になってしまうというようなことが起こってしまいます。そういう津波という制約条件を水産業の中にどう生かしていくかとい

うことをここで考えておかないと、東海・東南海・南海だって随分大きな被害が水産業に出ますので、これからもその成果というのはいろいろ日本全国で使えると思いますので、是非防災というものを命だけではなくて、そういう水産業のような直接被害を受けるものについても考えていくという1つの大きなきっかけをこの復興のところで入れていただきたい。そうすると、やはり第1種漁港をどういうふうに集約していくかということを考えざるを得ないということにつながっていくと思うんです。

ですから、防災の観点、特に津波はまた来ますので、また来ますよということで制約があるということは是非いろんなことを議論いただくときにお願いしたいと思います。

○議長 大事な視点だと思います。大局的な合理性、安全とか制御を支えるという観点が基軸でなければいけないということだと思います。

○ 先程、委員が言われたことは、とても重要な問題提起だと思うんです。それは実は前回の委員の提案された、宮城県での漁業改革の提案とつながっていると思うんです。委員の以前の提案から今回の提案への最大の変化のポイントは、言わば漁業権を一般企業にインセンティブとして解放するというところに踏み込まれたことです。そうしなければ外部資本とか民間企業を導入できないという判断だと思うんですけれども、これは大変なところに踏み込まれたなと私は見ていました。

その後の報道を見ていますと、宮城の漁協が総反対ののろしを上げている状況ですね。当然、委員はそういうことを御存じで漁業権の解放という問題に踏み込まれたと思うんです。私はこの問題はきちんとこの場で議論しておかないと、復興会議の意見として、あるいは考え方として外部に漏れていったときには、とんでもない混乱が起きると思っています。

つまり、漁業権というのは、実は漁村の持っているコミュニティとか、そういうものにつながっていく極めて伝統的、保守的な権利の体系です。そこに手を突っ込むのであれば相当議論を尽くした上でやらないといけない。多分農協と漁協はまったく違うものだと思います。漁協のマイナスの役割も確かにあるのかもしれませんが、漁業権というものには自分たちの漁場を守るという役割も付随しているはずだ。そのために例えば植林をすとか、口開けなどによって資源をどのように保護するのかとか、極めて厳重に漁獲資源を守る、漁場を守るための規則をつくっている。

そういうものがもし漁業権の解放ということで解体されていったときには、日本の三陸の漁村の在り方とか、風景というのが根本的に変わらざるを得ない。そういう選択をするのかどうかという問いかけを委員はされたんですけれども、きちんと私は議論をしておきたいなと思いました。そのことは多分、今回の東北の問題だけではなくて、全国的にも恐らくこれがそのように動いたら、大きな議論になっていくのではないかと思います。

○ 要するに漁業の現状認識の問題だと思うんです。今おっしゃったのは、要するに森を含めてちゃんと漁場を守ってきたという前提に立っておられて、それに対して新しい資本を入れると、がたがたになる、ということです。だけれども、本当にそうなんだろうか。

だったらどうして後継者がいないんですか、どうして漁場が乱獲になって、いろんな魚種について危機的な状況だと言われているのか。やはり今の漁業の在り方、現状認識が随分違うと思うんです。

私は今のままでは、沿岸漁業も含めて漁業はうまくいかないと思っているんです。それは後継者に対して、次の世代に対して若い人たちが漁業をやっていききたいという前提をつくってあげなければいけない。だけれども、このままではつくっていけないので、私は焦っているわけです。より経営として成り立つような、あるいは若い世代に行くような漁業ということで改革を進めたいと思っているんです。

○ 先に結論を申し上げますと、今、特区の問題について検討部会でいろいろ御議論いただいておりますので、この問題だけ切りとってここで話をするとなると全体のバランスが崩れてしまいますから、是非検討部会の中で、この問題も非常に重要な問題ですのでいろいろ議論していただいて、パッケージでいろいろ議論する場を是非つくっていただきたいと思えます。

その上で言い訳がましくお話をさせていただきますけれども、私は決して地域の漁港を中心とするコミュニティを破壊しようということではございません。非常に重要だと思っています。ただ、マスコミが非常にセンセーショナルに発表してしまいまして、その内容を見ると、いかにも大きな資本が入って宮城の海を乗っ取って、そしてみんな漁民がサラリーマンになるといったようなニュアンスの書き方をしていたものですから、これは大変だということで火がついてしまいました。

昨日、私は漁協の人たちと会って、勿論まだ歩み寄りはありませんけれども、そうではありません。今のままがいいと言う人も当然いますが、3つ問題がある。

1つは高齢化の問題。平均年齢が60歳ぐらいになっています。ますます高齢化が進んでいる。

2つ目には大変なお金がかかるということです。借金は必ず残ります。

3つ目は新たなイノベーション、いろんな施設等のイノベーションをしていかなければいけない。それを一人ひとりの漁民がやっていくのは難しいでしょう。そういった意味で民間と手を組んでやりたいという人たちも、今回何もなくなってしまいましたので、そういう漁業者の方もおられますので、そういった方たちに解放する場が必要ではないか。

ただ、民間だってWin-Winの関係でないと投資をしませんでしょうから、民間の企業が参入しやすいように、今だと漁業法で漁協が第1順位になっています。したがって、第1順位が漁協となっていますと、漁協の下にぶら下がらないといけなくなりますから、そうではなくて、漁協の下にぶら下がらなくても参入できます。しかし、漁民の皆さんが組みたくないと言えば組みませんよというような説明をいたしましたら、かなり納得をしていただきました。まだ完全に歩み寄っていませんけれども、したがって、決して私は無茶苦茶なことをして、何もかも民間に任せてしまうことは決してない。それだけは誤解を解いていただければと思います。これはまた別途改めて議論をする場があればいいかなと思

ます。

○ 私も委員が言っていることは、今のままではお金がなくて働けなくなっている地元の漁民、漁師の皆さんがちゃんと働けるようにする工夫の1つとして、そういう民間資本の導入、新しい経営形態ということなので、ちゃんとそこで今まで働いていた人たちがこれからも働き続けられる。そして、それなりの所得が確保できて後継者もどんどん後を継いでくれる。そして今までみんなで作ってきたコミュニティが、更に発展するというためにやると言えばいいんだと思います。

例えば、競争力の強化のためにそうるとかというような言い方になると、やはり競争力の強化だったら外国人にばんばん来てもらって働いてもらって、今いる人たちはどこかに行けという方が競争力、経営効率化、大規模化、集約化には役に立つんでしょから、目的が復興なんであって、現地の人たちを大切にするための手段として、あくまでというのがわかるようにすればいいのではないかと思います。

○ 議論を収束させようという意図ではないんですけども、まちづくり、地域づくり、要するに私たちが6月末に出すであろう提言に向けて今、議論しているわけですね。そうすると最初の柱のところは何となくイメージができて、こういう町にしなければいけないなどあるんですけども、2つ目のところはみんなそれぞれ違うんです。漁業と水産業と農業とみんな違うんです。

そうすると、それぞれに私たちが基本的な有様をきちんと据えておいて、そしてそのためにはどうすればいいのかという具合に順序立てて、それぞれについてやらなければいけないという難しさがあるわけです。今、水産業についてそういうお話でした。そうすると、これは相当早く集約しないとイケない。

その場合にそれぞれ共通する、例えば農業の場合でも、これは一人で今まで田んぼをやるということは、農機具の購入する話にしたってどう考えても難しい。そうすると集約化は必要なんだろう。しかし、丸々集約化していいのかとか、要するにそれを考える場合の基本的な物の考え方というのは農業の場合示して、こういう考え方があるんだ、そのために具体的にどうやるかという具合に、それぞれについてやっていかなければ説得力あるものにならないと思います。その最初の認識が非常に難しくなると思います。

○ 今おっしゃったことで、漁業も農業も全く同じだと思うんです。基本的にはそういう大規模集約化が必要なところもあるでしょう。だけれども、小さいところでうまくやるところもあるんです。それをどちらも否定してはいけません。今までの行政はどちらもひとつの政策で、バランスをとろうとするものだからうまくいかないの、こちらはこちらでどんどん伸ばしましょう、あちらはあちらでどんどん伸ばしましょうという政策が必要。小さい規模の方で言えば特に6次産業化ということが大事だということもありますし、大きな規模の方では民間資本も含めて参入を自由にするということもあるでしょう。だから、私は今までの議論が全然対立しているとは思わない、委員のおっしゃったところで多分集約するだろうと思っています。

○ 恐らく緊急避難的な方法としては、それほど反対しないのではないかと思うんです。この間、立ち話で伺いましたら、緊急避難ではなくて永続的な方法として考えていらっしゃるみたいですが、そうすると新たな網元制度みたいなもので、国とか企業が網元になってそこに社員が勤めるという形になるわけですが、やはり網元制度がやがて解体したように、抵抗があると思うんです。しかし今回は復興のためと考えれば、そういう方法しかないだろうというところでは賛成すると思うんです。ですから、復興のための緊急避難的な方法として言うておいて、それでよければ続けましょうかということではないですか。

○ 雇用あるいは産業の議論で、この地域の災害前の産業の状況なりトレンドから考えていくと、だんだん縮小してきている産業と全体には縮小してきているんでしょうが、可能性がいろいろと思われる産業と区分けして、復興という点では考えいく必要があるのではないか。

私はこの地域の漁業と水産業というのは、幾つか現地を見た限りリンクしているところもあるし、リンクしていないところもあると思って、そういう意味で漁業について言うとだんだん沿岸漁業に集約されてきていて、沿岸漁業というのはキャパシティがあるので、これが爆発的に伸びていくことはないと思うんです。ですから沿岸漁業について今の漁業権等の話というのは、あるキャパシティの中で後継者がうまく生まれてくるような仕組みを、どうつくっていくのかということにかなりなるのではないか。

私が伺った範囲では、相当高級な沿岸漁業の生産を上げていて、今までは割と豊かな暮らしをされていた漁業者も多い。ただ、全く何も失ってしまったところから数千万円かけて設備投資をしなければ始められない、この設備投資ができるかという大きなテーマに直面していて、要するにここをどう乗り切るかということができれば、前と同じぐらいの漁業は営んでいけるんだらうと思うんです。

私は水産加工業というのは沿岸の魚をとって、あるいは魚介類をとって加工しているばかりではなくて、いろんなどころから持ってきているので、ある意味では海とは切れて存在し得るんです。ということは、ブランドをうまく利用して大きくなる可能性もある。だから、そういう意味では成長産業にうまくやるとなり得ると思うんです。

どういう誘致策があるのかというのはなかなか難しいですけども、でも何かでこ入れをすることによって新しい商品を開発したり何かして、伸びていく産業が生まれてくる可能性があるのではないか。

今まで余り議論に出なかったんですけども、雇用の一番大きいのは建設業と製造業、特に三陸ではそういう部門が大きいんです。この部門についてもきちんと整理をしておかないと、復興ということになかなかつながらないのではないか。製造業についてはもともと石灰石がとれたとか、あるいは鉄鉱石がとれたということで成立した産業もあるけれども、そういうきっかけを離れて大企業家して成長している産業なんかもあるわけです。ここに技術革新を入れて、成長の核というのを三陸の中で幾つかつくっていくという展望を

出さないと、なかなか大きく発展することはできないのではないか。

是非そういう新しい、ある意味では地場資源と離れた産業ということにも目を向けて書き込んでいって、それに対して何らかの政府の支援という、これは災害を受けたので特別な支援を他の地域と区別してやるということが理屈としては立つと思うので、そういうことは是非書き込んでいくべきかなと思います。

○ ただいまの委員のお話に付け加えさせてコメントしたいと思います。製造業の立場はおっしゃるとおりで、基本的な考え方は、既存事業は生産性を上げ、そして成長している領域にヒト・モノ・カネの経営資源をできるだけシフトさせ、更に、開発によって新規事業をつくるという3点です。これをスリムダウン、ドメインシフト、ニュービジネスと言って日夜やっているわけです。

これを農業、水産業に置き換えてみますと、生産性を向上するというのは非常に厳しい言い方をすれば雇用を減らすことです。この矛盾は承知しなければなりません。小規模から大規模にしてコストを下げない限り、イノベーションではありません。

次に生産性向上によって浮いたリソースの受け皿としての新規事業をつくらなければいけない、という議論になると思いますけれども、今、60歳を超えている人に構造転換せよと言っても時間とお金が足りません。このためにジェネレーションを超えて構造転換をやっていかないといけないのではないかと思います。そのためのインキュベーション、インセンティブがないとこの問題は解決しないだろうと思います。

水産業が壊滅的な状況に至るという話もありますが、非常に冷たい言い方になりますが、産業界で言うと、倒産をしない経済社会はおかしい、ということです。より経営が強くなっていくための必要悪かも知れませんが、この震災を機会にして必要なことは、痛みを伴いながらも構造転換を進めることであり、既存事業を現状維持でそのまま続けることではないはずです。ある程度このことを受入れなければいけないと思います。一方で新規事業にはインキュベーションのためのコストもかけていかなければいけないということだろうと私は思います。

○ 先ほど委員が水産業の問題を提起されましたけれども、そのとおりだと思うのです。漁業権というのは先進国で日本にしかないのです。農業水利権というのは慣行水利権ですから、戦国時代から水をどう使うかというルールをつくってきたのですが、漁業権というのは維新政府が漁民を自分たちの味方にするために設定した権利なのです。言い換えれば、あれは明治初期の体制を維持するためにできた権利なんです。ですから、それは全部無効ではなくて、やはり特区構想でそういう資源をどう活用するかということで地域の皆さんが合意されるなら、そういうものを外しても全然問題ではない。これは農業水利権とは全然違います。

ですから、だから漁場が守れるではなくて、もともと沖合の漁業権なんてなかったのです。それを政策的につくってやってきたということを考えれば、そういうものが地元の人たちの認識の下で外してもいいと思います。あるいは民間企業にそれを委ねてもいいとい

う合意があれば、それはそういうふうにしてもおかしくない問題だと思うのです。ですから農業水利権と漁業権は全然違うのだということで、そういう特区構想のなじみやすいものではないかと思います。

○議長 ただ、漁協の人は断固守ろうと頑張っているわけでしょう。

○ それはメリットがないと思っておられるからです。

○ 当然、漁協の役員の皆様は反対なさっていますが、組合員、つまり漁民の皆さんがみんなこぞって反対しているわけでは決してございません。それから、実験的にやってみるということです。それでだめならば、また元に戻せばいいということです。したがって、是非1回やればいい。あくまでも、これはオプションですと。ですから、全員するわけではない。漁民の人たちが民間と組んで、自分たちで自由にやりたいという人たちがいたら、その浜単位でそういう人たちがいれば、実験的にやってみてはどうですか。決して無理やり押し付けるわけではない。そういう人たちと話をさせていただいたということでございます。

○ 皆さんの御意見を伺って大分整理されたように思います。先の提案はいわばオプションのひとつだと言われたことで、ある程度は説得できると思います。現実的には何らかの形で外からの資金を入れなかったら、復興は難しいという状況があります。すべてを税金でやれるわけではないんですから、民間の資金を導入することは当然だと思います。ただ、やはり私は今、もっと小さなレベル、例えば小さなたこ穴の権利とか、民俗学者としての私はそういうところで研究をしていますから、大きな漁業権といったレベルではない、大変たくさんの小さな権利が寄り集まるような形で、漁村の風景というのはでき上がっているんだということを確認しておきたいと思います。

それから、漁業権が今の漁村とか水産業の衰退とか後継者がいないといった問題の大きな理由なのかどうかということも、私は留保したいなと思います。つまり明治とか昭和の大津波の後には漁村が5年、10年でたちまち人口がたくさん入ってきて、再建されているんですね。それはなぜなのかというと、当時の漁業が労働力を大量に必要とする形だったからです。ですから、漁業は最大の雇用の場のようなところがあって、一つの船を動かすのにも網を引くにも、大家族が有利だし、とにかく労働力を多く確保することが有利だったという時代の風景だったんです。今はもう機械化が進みましたから、大きな船も一人二人で動かすような時代ですから、雇用の場としてそんなにたくさんの人を吸収できる産業ではなくなっています。そうした側面も考慮しなくてはいけないのかなと思います。

○ そもそも論的な話なんですが、1次産業で高齢化、後継者不足というのが典型的に失敗とみなされるんですが、ある面は失敗かもしれないけれども、半分は成功しているところでもあり、まず高齢者だけでもやっていけるような高度な機械化なり、いろいろなシステム化なりで、高齢者でもやれる農業なり漁業なりというのが、これはすごいことだと思います。その世帯の立場に立ってみますと、現代社会において1次産業を世帯で専業でやっていくというのは極めてリスクの高いことでありまして、何かこういう災害があったり

すると、たちまち収入が途絶えるから、世帯の中で何人かは勤め人としてサラリーを稼いでもらうというのは非常に合理的な選択なんです。

だから、本当はそうやって世帯で貯蓄とかをうまくやって、働きに出ていた若い世代が40～50歳になったら跡を継いで農業、漁業をやるといううまいサイクルができればいいんだけど、そこは各世帯の経営の失敗なんです。若い人たちはサラリーマンになると忙しくて家の手伝いも週末くらいしかできなくて、きちんと技術を身に付けないまま、このままだったら定年まで勤める方がいいなということになり、定年まで勤めると漁業とか農業に戻りにくくなる。貯金もきちんとつくっていなかったがゆえに、うまく世帯を維持していけない。これは勤め重視でやっていくしかない。だから、世帯の立場に立ってみると、高齢者が主体になって1次産業をやっているというのは、ある意味合理的選択の結果、かつ技術的な勝利の結果、そうなっているというところもあるので、一概にそれをだめだとやると、かなり東北で今うまくいっていることとか、生きている人たちが全部ワイプアウトされる危険性があると思っております。

○ 私も実は今、委員がいわれたことと同じことを言おうとしていたのですがけれども、つまり当面は、さきほど申しましたように、復興事業等で雇用を確保することは大切なのですが、中長期的なプランを考えたときには、これはこの地方だけではなくて、日本では労働力人口が減ることははっきりしていますので、できるだけ生産性を上げて、その中でより労働条件を改善していくということに尽きると思っています。まさに農業などは典型的に技術革新によって生産性が上がってきたために、漁業もそうですけれども、より少ない就業人口で高い付加価値を上げられるようになった。そこは復興後の姿のところ目指さなければいけない。

もう一つは、これは先ほど申しました労働移動の話はどう考えるかということとも関係しますが、確かに後継者がいなくなるとかいうのは一面、地域社会にとっては問題ですが、実は世代を超えて就業人口の構造が変わっていくというのは、実は産業構造の摩擦の少ない転換の姿とも言えます。つまり日本の戦後の歴史はまさに農業の就業者が減ってきて、製造業が増え、さらに今度は第3次産業が増えていくという形で、一つの世代内では雇用が奪われることなく、次の世代は別の仕事に就くという形で、産業構造の転換が行われてきました。今は、そのスピードが速くなって、一つの世代の中で仕事を変えなければいけないというところに大きな問題があるわけです。そういう面ではもちろん一面では後継者がその仕事を継ぎたいときに、それを継げるような仕組みをつくっていくことはとても大切だと思いますけれども、無理にでも現在の産業構造をずっと守っていくべきかという、かならずしもそうではない。そこはまさに短期と長期を分けるべきだと思います。短期的には今の職場、今の産業で雇用ができるだけ確保されることは大切です。しかし、復興後の発展した地域の姿は、今までもそうだったわけですが、長期的には就業構造や産業構造が変わっていく。しかもその中でスムーズに構造が変わるような仕組みを維持していく。それが大切だと思います。

○ さきほども触れましたが、企業は絶えず事業の選択と集中ということをやっており、農業も水産業も同じ局面に対処する段階にあると思います。原理は非常に単純で、AからBにビジネスドメインを移したいときは、Bが魅力的であることを示さない限りヒト・モノ・カネは動きません。小規模より大規模が魅力的だというピクチャーを示さない限り、動きません。これを促進するものをインセンティブと言うのだと思いますが、各自治体が魅力のあるインセンティブをやらないと、このまま放っておいたら、第1次産業は雇用を増やすどころか、みるみる減っていくと思います。今日現在ですら減っていると思います。第2次産業もどんどん逃げており、第3次産業にも行く人がいなく減っています。この負の勢いを上回るようなインセンティブをやらないと、何も動かなくなるのではないのでしょうか。

もう一つだけ付け加えますが、今日の産業界の姿からは矛盾を含む話になりますが、東北地方に必要なのは労働集約的なハイテクをつくり出すことではないでしょうか。すべて中国など海外に持っていかなくても済むような何か仕かけのようなものを何とか東北につくりたいと思います。東北には兼業農家が多く、既に現金収入があるわけですから、そうした兼業農家のリソースを活用して製造業でワークシェアリングのようなことをやれば、私は企業側でも低いコストで競争力のある産業が実現できるのではないかと思います。

○議長 労働集約的なハイテクというのは、農業などについておっしゃっているんですか。

○ 手間ひまをかけないとだめなものがあります。工業製品について言うならば、極めて技巧を要するようなものです。

○ 南部鉄瓶とか、わんこそばとか。

○ それもマーケットは限られているかもしれませんが、労働集約的なものです。2次産業ではありませんが介護なども労働集約的な産業です。介護などは絶対にロボット化できない領域がありますし、ニーズもあります。従ってジョブもあるということです。ただし、雇用条件も含み、雇用のミスマッチがあります。加工業も組立作業も水産業も、外国人が現実にジョブを得ているわけですから。

○ 論点整理で、漁業とまとめたために抜け落ちている部分を今度ちゃんと復活していただきたいということで、水産業ではまず水産加工団地の復活、これをやっていただきたいということ。そして、冷凍設備、冷蔵設備、製氷設備。こういうものはとりあえず共同化でいかに得ないと思うんですけども、そういうことの支援ですね。そういうことをやっていかないと水産加工業は復活しませんから、是非そのところの部分を落とさないようにしていただきたいと思います。

○議長 ありがとうございます。これも相当集中して議論をしていただきました。水産加工業について、湾の中で漁民が丁寧にやってきた、それはそれとして尊重し、また、その人たちの意向は大事にするけれども、このまま復旧したら将来の津波に耐えられるかという耐えられない。そして、国際競争の中でもやっていけないことも起こり得る。そういう意味で集約とか集中ということについては、それがインセンティブを与えられるよう

な制度的対応が望ましいというのが、皆さんの御意見と伺いました。同じことは農業についても皆さんそうですか。余り農業について議論はなかったですが、それでよろしいですか。

整理箱のうちたくさんが進まずに、しかし、集中的な議論をいただきました。雇用の確保、医療・介護・福祉、更に教育がございます。こういう分野について、特に御意見を今おっしゃりたい方はおられますでしょうか。

○ 7原則の中にも社会的連帯という話が出てきたんですが、これからの社会をつくっていくときに、いわゆるNPOとか非営利のいろいろな組織とか、そういうものを生かしていかなければいけないということ。寄附税制を含めて、そういう社会のそれを支えていく仕組みというものも大事ですね。そういう目配りというか、そこをどこに持っていったらいいかわからないですけれども、どこかに当てはめていかないと、従来どおりの枠組みの中になってしまうという懸念があるものですから、一言だけ。

○ 教育の部分ですけれども、小さな子どもさん、児童生徒、防災教育といったものも書いてありますが、高等教育である大学ですね。そういったことについては全く言及していません。実は私は、宮城県の大学の先生方の学長会議というのがあるんですけれども、その人たちから、是非大学教育といったようなものも含めて、幅広くいろいろと議論をしてほしいということがございました。気になったのは先ほども言ったんですけれども、医療・介護・福祉の分野と教育の分野は専門に研究している人たちが、この中に大学の先生方はおられますけれども、教育を専門に研究されている方たちがおられないので、こういったものを軽視しているのではないかとというとらえ方をされるのは非常に心配でございますので、この辺のことについてしっかりと議論をするということが重要ではないかと、私自身は思っております。

○議長 そうですね。前回、子どもとか弱者とかそういう問題にフォーカスして、これは検討部会で今、進めてくれているんですかね。こちらの方はこれからですか。

○ 是非これにボリューム感を出してください。

○ 大学については被災地に幾つか大学があって、その中の一つに北里大学の水産学部が岩手県にあります。ここは半島の上の高台にあったので直接は被災していないんですけれども、春休み中だったんですけども、学生の一人が新車を買っていたので、それを一旦避難して取りにいったら行方不明になっているということです。大学の方でそれを心配して、結局5年間だったかな。相模原にその学部そのものを移してしまうということです。結局そこにずっといたのでは学生が集まらない、父母の心配が強いということが背景にあるようですが、それはすぐには難しいと思うけれども、5年経って戻ってくるということは一つの希望の星でもあるので、水産学部だから地元に関係がある学問なので、そうした学問をやるのにふさわしいというようなことについて、メッセージを出していくということも必要ではないかと。

あと東京大学も天津市に研究所があったり、石巻には石巻専修大学という大学があって、

ここは全然被災をしていないんですけれども、学生は何人が行方不明になっているんです。そういう点では全体で安全が高まるというメッセージとともに、大学をずっとそこに存続してもらおうということも非常に大事なことだと思います。

○ 1つだけ付け加えますと、今おっしゃった石巻専修大学は地域の拠点になっていまして、宮城県の石巻支所等もそこに入っていて、今のところは大学がほとんどボランティアで家賃も取らず、光熱費も随分負担しているので、そういうところにも公的支援がないと、特に私立大学はやっていけませんので、そういうものも緊急的な支援としてあった方ら良いなと思います。

○議長 東北地方の大学とか高等教育、研究について、積極的にやるべきことがあるでしょうか。今のは何とかちゃんと生き残らなければというお話だったのですが、もっとポジティブな。

○ まずこれは阪神大震災のときからそうですが、特に初等中等教育で防災が本当に取り上げられていない。これまでは総合教育の一環で環境、防災というふうに流れてきたのですが、ゆとりのある教育から転換して、防災を勉強する時間がなくなってしまっているということです。この4月から国語で特に高学年は伝記ものを入れるということで、ですから、私がつくった「百年後のふるさとを守る」という教材が使われるようになったのですが、これだけの災害多発国ですので、小学校のころから教科で教えていただく必要があるだろうと思います。これは明治維新のときにドイツとイギリスから教科書を輸入したものですから、災害のないところから入れたものですから、防災のことが全然書かれていないということです。結局、阪神大震災の後にいろいろやったのですけれども、それは全然生かされなかったということがあると思います。

大学の研究は阪神大震災の後にも全国的なレベルでやらせていただきましたし、これは組織的にどうするかという、いわゆる研究をどう進めていくかということの問題のほかに、被災地の大学、研究機関をどう補強していくかということも、とても大事な話だと思います。例えば東北大学はもともと津波というものにフォーカスして研究していたわけですが、それも今回の地震学の学問の前提が崩れましたので、とてもそういうものを1大学だけで再構築するというのはエネルギーの要る問題だと思います。ですから、これは全国的な視野から再構築をきっちりしていかないと、これで終わりではありませんので、それに備える意味でも首都直下とか東海、東南海、南海地震の視野に入れて、東北だけではなくて全国的な視点から、この減災研究体制をどうするかはとても大事な問題だと思います。

○ 今の委員の意見にとっても賛成です。

それから、福島は原発の風評被害に苦しんでいるわけですが、たとえば大学の教育現場に非常にゆがんだ影を落としているということは是非承知しておいていただきたいと思います。

私のところに入ってくる限られた情報だけでも、入学辞退が随分出た。あるいは留年や

退学をした学生がかなりのパーセントで出ているとか、聞いています。いわき市はそんなに放射線の値が高くないんですけれども、いわきの大学の先生たち、あるいは学生たちが相当混乱しているというような現実もあります。宮城や岩手からは全く見えない現実かもしれませんが、深刻な人材の流出も始まっています。福島県立医大からも流出が始まっていると聞いています。

○ 初等中等教育のみならず高等教育の問題が出ていますが、特に高等研究施設、大学の研究施設については、菅総理が議長をされている総合科学技術会議の中でいろいろな被害の状況が報告されており、緊急的、機動的な措置も決めております。

例えば、放射線被爆に關対する研究のスタートとか、放射性物質の除去技術といったことについて、予算措置も含めて最終的に決め、機動的にスタートしようということが進められております。まだ最終的ではありませんが、被害状況のまとめも合わせて進んでおります。もし別途、このことに関して再度議論するのであれば、そういった詳細の報告をお聞きになった上で皆さんの意見を聞かれた方がいいのではないかと思います。

○議長 そうですね。是非、御紹介ください。

○ 関連しますけれども、福島県立医科大学はこの間、入学式をやって、やはり辞退者が出たり、福島県内で原発の事故ということもあって、浜通り地方のお医者さんも少なくなっている。医療過疎のところも、また医療過疎が起きてしまう。

それからまた、風評被害はそれぞれお聞きになっていると思いますけれども、本当に福島ナンバーまでそれぞれ偏見で見られるとか、これはやはり教育の中できちんと提案していただきたい話だと思いますし、県立医科大学も、それから福島大学も放射能に対しての研究というのは相当今、連日、実務的にやっておりますので、こういうふうなことを一つのきっかけにして、県立医大がしっかりとした放射線の研究を更にまた進めるような医大にしていきたいと私どもも思っておりますので、この復興会議の中でもそのような認識をひとつ持っていただいて提言でもしていただければありがたいと思っております。

○ 放射線研究というものを更に素粒子の世界まで広げると大型粒子加速器（ILC）の世界につながりますので、それも視野に入れつつお願いしたいと思います。

○ 放射線につなげると反対されやすいでしょうから、つながっていないようにやればいいですね。

○ 御配慮いただいて、恐れ入ります。

○議長 先ほど委員の方から、菅総理が座長をしていらっしゃる総合科学技術会議の方で、こういう災害についてかなり国として力を入れて研究するという態勢で決定をしていらっしゃるというのはいずれも伺ったのですが、この東日本大震災そのものの研究、例えばオーラルヒストリーであるとか、どういう実態であったとか、その研究分析とか、そういうことについてはカバーされているんでしょうか。

○ 具体的に既存の研究施設の中でそういうことを研究されている方はいらっしゃると思いますが、特に東北大学からは今回の震災を受けて新たに防災工学、防災技術の研究施設

を創設したいというような意思表示は受けています。

この領域は、今年の4月から開始する予定だった第4期の総合科学基本計画の中に盛り込まれているべきことですが、この震災が開始直前に発生したため、取りまとめを今年の夏まで延期して、日本国として防災技術をどういうふうに進めていくかということの方針をこの夏までに決める予定です。

○議長 防災全般に相当力を入れてやられる。

○ 今まではグリーンイノベーションとライフイノベーション、それから基礎科学というところに重きが置かれておりました。もちろん防災も以前よりありましたが、安心・安全のプライオリティを一層高めねばならないという必要性から見直しを早急にやっていくということです。

○議長 その中に、この大災害の記録を分析するという、それは入っていますか。

○ それは入っていると思います。

○ 社会基盤というのは重点領域だと言われながら、実はほとんど採択されてこなかったという経緯があります。ですから、やはりお題目で挙げていただいているのですけれども、現実的には防災研究などというものは本当に採択されてこなかった。むしろナノテクノロジーとか、そういう実質を伴わないという言い方は失礼なのですけれども、命に関わるようなことが余り訴えられてこなかったということはあると思うのです。

ですから、その点を議論するのはいいのですけれども、国としてこういう防災研究をやらなきゃいけないという方向性をもっと明確に出していただかないと、本当に研究費が付いていないというのが現実だと思いますが。

○ それに関連してですけれども、この前、第一級の政府の調査団をつくるべきだという提案をしました。それに対して関係者からいろいろと説明を受けました。今どういう状況になっているかを聞きました。

例えば、中央防災会議では今度の大地震は一体何だったのかということ、それこそ第一級の人たちを今、選んでいる段階だということなんです。それは中央防災会議です。それから、もう一つは文部科学省の研究所でしたね。そこで、やはり今度の大地震について調査をするべく準備をしていると言うんです。

でも、私はそれではだめなんですと言いました。そうじゃない。日本の総理大臣が外に向かって、これだけのことをやっているんですよ、裸で中立的な機関を設けて国の総力を挙げて歴史に残すためにちゃんと分析するんですよ鮮明にする必要があるのです。

だから、中央防災会議単位とか、文部科学省の研究機関単位ではなくて、もっとそれを大きいものにして、その発するメッセージが大切なんです、そのときはそんなお話をしたんですけれども、実際にどこまでどういう具合に研究がなされているのか、やろうとしているのかということ、をちょっとまとめる必要がありますね。それこそ集約する必要がありますね。

○議長 そうですね。総理自身がそういうことを表明されることは非常に国際的に大事な

ことだと思えます。

○ 今まで防災の議論をやっていなかったわけでありませぬ。ただし、過去のものを見るとやはり今とは本気度が違っていたように感じています。大事だと言っておきながら本気でやっていなかった面がありました。

例えば、再生可能エネルギーが大事だと言っておきながら、エネルギー基本計画で原発に依存する計画を推進したら、やはり再生可能エネルギーに力は入らないと思えます。本当にこれをやっていくなら、今度はねじり鉢巻きでやらねばならないですが、そのときに原子力発電の発電コストよりも安い再生可能エネルギーをつくれと関係者に強く言えば希望は出てきます。科学技術政策とエネルギー政策と今議論している復興計画とが有機的に結びついてこない、本気度が集約されませぬ。

今回、菅総理が白紙で見直しますと仰って、今まで再生可能エネルギーをやっていた人たちはふんどしを締め直して頑張ると思えます。いよいよ出番だ、本気だ、と。

○ 補足ですけれども、4月27日の中央防災会議の後、専門調査会が立ち上がることになりまして、この6か月間で9回開催して17名の委員が決まりました。それで、今月中に第1回をやって、この6か月の後、東海、東南海、南海の3連動をやるという形で、今回の東日本大震災で起こった問題点をこの6か月できちんと整理しよう。それを受けて東海、東南海、南海をやるという形になっています。

やはり今回の問題は文部科学省の下で、特定のところでやるのではなくてナショナルプロジェクトでやっていかないと、それを海外に発信しなきゃいけない。あるいは、海外の研究者も入っていただいて、そういうものを共有していくということがとても大事だと思いますので、それは是非やりたいと思っています。

○議長 ありがとうございます。そういう点、今日のセッションで我々の合意ではないかと思えます。

それで、時間がもう終幕に近づいてまいりました。終わりのところでこういうことを提言してはどうかとか、取り上げるべきではないかとか、そういった御意見がございましたらこのところでお願ひします。

○ またこの全体の内容とは関係ないんですけれども、「生活再建・事業再建ハンドブック」、これは非常によくできているハンドブックだと思うのですが、この事業再建の方の17ページに、土壌中の放射性物質の農作物による吸収を抑制するための資材施用などに対して支援します、とあるんですけれども、今、福島県は本当に急いでこの件について言っただけなんです。じつはうちのお寺も、3月11日以降、草むしりをしていないんです。お彼岸前でもう草むしりをしなきゃいけない時期だったわけなんですけれども、草が引けない状態がずっと続いて、今この季節まで放っておきましたから、畑も庭も限界状態なんです。その草を引き抜きますと、そこに放射性セシウムがかなり入っているわけですね。この草をどうしたらいいのか。

要するに、前回あの直後くらいにハウレンソウとか出荷できないものをすき込んだりし

なさんなということは言っていたんですが、では引き抜いたままの野菜はどうするのかという指示がなかった。今、福島県の人たちは、もう草をむしりたくてしょうがないんです。ですから、手袋をはめて草をむしりたいんですが、むしったものはどうしましょうかと、例えば役場に聞きますと、燃えるごみとして持ってこられれば燃やすしかありませんというわけです。ということは、そこから再びセシウムが飛散するわけです。これを放置するのか。何らかの指針を早急に出していただきたい。

○ 災害廃棄物も同じような問題がありまして、現在環境省や保安院でチームをつくりましてどういうふうにしたらいいかということはまだ研究している段階で申し訳ないんですけども、一応第一次集積場に集積をしておいて、燃やせば今おっしゃいましたようにまた発散してしまいますので、とにかく集積場に置いておこう。その間にいろいろな検討をしまして、どのぐらいのものであれば燃やしても大丈夫なのか。あるいは、別の方法が何かあるのか。それをある程度実験をするなり、放射性物質の放散の状況をみながらやっっていこうということで、もう少ししたら、どうしたらいいかという方向を出せるのではないかという状況でございます。

○ 議長、もっとすごいのは遺体がありますね。遺体をどういうふう処理するか。火葬にすると大気中にいっちゃう。土葬にするとどうかとか、そういうふうなことで本当にこの話になるときりがありません。下水道の話から、飲料水の話から、学校の校庭の表土を除去しても、ではどこに持っていくんだ。それがいいから、結局は変な話、中途半端な形になって、やはり困惑して不安を持っている。その一言だけ言っておきます。

○ 前回、問題になった仮設住宅、今日も議論をしたので、今日の一つの合意として仮設住宅について市町村が独自の判断で建てられるように柔軟に対応するということを確認したい。これは4月15日付で、県の建設計画に支障のない限り、応急仮設住宅の建設を市町村に委託することが可能である旨の通知を出しているそうでもありますので、これを周知徹底ということですが。また、都道府県が示した応急仮設住宅の仕様については標準的な例示であり、市町村が地域の実情に応じて弾力的に運用することは差し支えないものであるという見解が出ているので、こういうことを踏まえて市町村にもっと積極的に仮設について対応していくということです。更に今日の議論を踏まえて言えば、常設や公営住宅も含めて、市町村が判断できるということ、これを広い意味での合意だということで、話がまとまると思うんです。

もう一点ですけれども、前回議論になりました日雇い仕事の問題についてです。日雇い仕事については、ハローワークの方で短期的な雇用というものを求める方について特別な記号を付けるということで、事実上の登録にするという仕組みを今、考えておられるということだったので、是非これを早期に実現して、被災地のところにおいて短期的な仕事、つまりこれは常勤の仕事ではなくて短期的な仕事を求めるという方について登録というものを積極的にしていただいて、なおかつ地方自治体からそういう仕事を積極的にハローワークのこの登録を活用して雇用に結び付けていくということをやっていただきたいと思

ます。

○ 今の点は、具体的には登録というのは求職登録をすれば良いわけなので、ハローワークがむしろ積極的に被災地、例えば避難所等にも出張って行って求職者の求職登録をしてもらえば良いのではないかと思います。

一方、求人の方は、ここはハローワークと市町村が協力しなければいけないのですけれども、市町村が復興事業、例えばがれきの撤去であるとか、仮設住宅の建設であるとか、そのほかに例えば避難所の見回りといったようなさまざまな公的な事業を行います。それは多くの場合は事業者が発注しますので、どこの事業者が発注したかということのをハローワークに必ず知らせるようにしておけば、ハローワークはそこに求人開拓にすぐ行けます。そういう仕組みをつくるというか、そういう要望を出す必要があると思います。

ただ、求人をどうしてもハローワークに出さなければいけないというと、それを法律的に強制することまでは問題がありますので。

○ 議長 だれに要望を出すんですか。

○ 要望というか、市町村は例えば復旧・復興事業をどこかに発注したときにはどこの会社が発注したかということのをハローワークに通知すれば、ハローワークがその会社に求人開拓にすぐに行けるということかと思えます。

○ 議長 そういう問題は、厚生労働省に何かここから善処するようにということにするんですか。

○ おそらく厚生労働省ではなくて、市町村ではないでしょうか。市町村が発注するときの問題だと思います。

○ 議長 市町村と言っても、たくさんあるものに対してどういうふうにするんですか。我々としては、どこかに問題提起するのか。だれかに要請するのか。あるいは、社会に対して公的な立場で。

○ 少なくともアナウンスメント、つまりそういう事業者が発注したときに、市町村がハローワークにどこの会社に瓦れきの撤去であるとか仮設住宅の建設を依頼したということのを通知すれば、ハローワークがそこからすぐに求人開拓に行けるわけです。普段から求人開拓はやっているわけですが、それは網羅的にはできませんので、どこの会社から求人が出るかということがわかれば、すぐそこに求人開拓に行って、そこから求人票を取ることができるということだと思います。

○ 議長 市町村にそれを求めるということになりますね。

○ 補足すると、市町村が事業者に対してだけではなくて、直接的な事業も市町村が実際できるわけですから、それについては積極的にやる。市町村が直接そういうできるものについては、短期的な雇用を求めている方を優先的に扱うということ。

そして、登録についても、もう既に被災者については何か記号が付いているようですから、短期的な雇用を求められる方の登録を特別にするという仕組みを、ハローワークでつくっていただければいい。

○ 通常の場合ですと、そういう制度や仕組みができたことを都道府県を通じて市町村に通知し、周知徹底をするのが普通だと思います。それで足りなければ別に全国市長会、町村会で更に徹底させることも可能ですけれども、周知徹底が一番大事だと思います。

ですから、ここも3県の知事がいらっしゃるわけですから、しっかりと。だけれども、市町村はやはりそういうことがあれば、やりたいという気持ちになるはずですから、周知徹底をすることが大切だと思います。

○議長 では、今のは国か県から市町村にってもらうわけですか。

○ 通常ですと、国から県を通じて、市町村に通じるというのが普通です。

○議長 それはもう既にやっているんでしょうね。

○ 通常はハローワークから市町村に徹底するのが普通だと思いますね。

○ そうですね、要するに大切なのはハローワークに求人がくるということだと思います。

○ 整理いたしますと、ハローワークは今、委員がおっしゃいましたように、情報が来たら、それで求人の開拓をするということでしょうから、公共事業がそれぞれの省庁から県を通じて市町村の方に流れていく中で、できるだけそういう場合には地元雇用を優先するように、ハローワークの方に県なり市町村からちゃんと通知しなさいということだろうと思いますので、行政全体としてそういう合意形成をしておけば、委員のおっしゃったようなことになるのではないかと思います。

○ ハローワークの方で常勤的な仕事を求める人と、とりあえず例えば1か月間とか3か月とか、次の仕事が復旧するまでという短期で求めたい人と2通りあるわけですね。

今まではどうしても常勤的な仕事をハローワークはやっているわけですから、短期的な仕事についても積極的に雇用を回すというふうにハローワークに動いていただきたい。

○ それは求職者のニーズに合わせて職業紹介していますから、新たな制度をつくらなくても、そういうことを言えば良いのだろうと思います。

要は、問題は求職者の問題ではなくて、求人が必ずハローワークを通じてくるかどうかですから、そのところを市町村に、事業者が発注したときに事業者名をハローワークに通知してもらえば、ハローワークがその事業者のところに求人開拓に行けるわけです。

普段からハローワークはいろいろなところに求人がないかと営業活動をやっているわけですから、それが効率的に、あるいは必ず地域で出た復興事業からの求人が被災者の求職に結びつくようにするには、市町村が直接出す求人もそうですし、どこかの企業を通じて出す仕事も求人ももれなくハローワークに集中するようにしておけばいいということで、それは、県を通じて市町村に通知をしていただければ良いのではないのでしょうか。

○ 通常ですと、最近ではハローワークと市町村は連携が取れていまして、伝わっている部分があると思いますけれども、念のためにハローワークから更に徹底するということがよろしいのではないですかね。

○議長 では、政府の方で徹底型の努力をお願いできますか。

○ 制度的に何か問題があるかどうか調べなくてはいけないですけれども、今のお話であ

ればいろいろな政府間の連絡調整で対応できるのではないかと思います。

○ やはり地域の住民にこのことを是非周知徹底する方法を考えていただきたいと思うんです。そういう仕組みが既にあるということですが、実際には今、仕事を失っている人たちは、そういう仕組みがあることもわからない。ハローワークって長期的な仕事をあっせんするだけのためではなく、短期的な仕事についてもあっせんするというのを被災者に対して周知徹底するというのが必要です。

○議長 どうすればいいですか。

○ ですから、私は市役所にコーナーを置くのがいいと思っているんです。それは大変だということであれば、それこそそのほりを立てていただいて、出張ハローワークというのを避難所なり市役所なりにつくっていただく。

○ そうですね、それはハローワークと市役所等が両方とも広報活動を積極的にやるということだと思います。

○議長 広報活動も市やハローワークもしっかりやるようにと御指導いただければ幸いです。

○ この「生活再建・事業再建ハンドブック」にも、「生活再建」の11ページにハローワークの窓口を充実させますということも記載してございますので、こういうことも含めながら委員がおっしゃったことも、もう少しちゃんとやれるように検討してまいります。

○ 今回地震が起こったときに、3分後に気象庁は大津波警報を出してマグニチュード7.9と言ったのです。結局9.0で10m以上来たのは、もう来た後なのです。今のような津波警報の出し方では間に合わない。特に東海、東南海、南海で起こったときに、最初に7.5とかそんな数字を出したのではとてもではないが住民は避難をせずに、未曾有の災害になります。

○議長 どうして間違えたんですか。

○ 間違ったのではなくて、今の津波の計算というのは地震計の記録を使って津波を計算するというをやっているのです。ですから、もう波源域というか、地震が起こった海域にブイを入れて、津波を直接に測らなければいけない。そうすると、どんな津波が何分後に来るかというのは、すぐにほぼリアルタイムに出てくるわけですよ。

今は地震計の記録を使いますので、大きな地震ほど長い間破壊が進んでいますので、データを長くとらなくてははいけません。そして、解析自体も時間がかかるわけです。スーパーコンピュータでもモーメントマグニチュードを計算すると1時間かかるのです。正確に把握するには。

○議長 このたびの警報は5分、10分が出たんですね。

○ 3分後に大津波警報が出たのですが、岩手県は3mと出た。地震計の記録でやるにも限界があるのです。ですから、システムを変えなくてははいけません。気象庁はもう動かなければいけない。

というのは、東海、東南海、南海が起こったときに、そんなことを言っていたらまた住

民は逃げないということが起きますので、地震計の記録を使って津波を計算するのはやめなさいというわけです。プレート境界の近くにブイを並べる。最終的には日本列島全体で100基ぐらいのブイを入れれば済むわけで、経費的にも100億～200億でできるわけです。そういうシステムに変えなくてははいけない。

大津波警報も5段階に分かれているんです。そんな細かく分けなくても、あなたのところに何分後に何mの津波が来ますよというシステムができていますので、変えなくてははいけない。

今までのように、地震計の記録から津波の高さを推定して、それで順を追って、時間を追って正確に出していくということをしては間に合わない。ですから、最初からマグニチュード9で10mの津波が来るというのを3分後に出していただいていたら、みんな逃げていたのですよ。

○議長 既に計算するシステムができているとおっしゃったのは、地震計が逆算するのではなくて何でやるんですか。

○ ですから、標準的な津波の計算は気象庁がやっていますので、どこの海域で、何mの津波があったら何mになるという情報はコンピュータに入っているのです。ですから、その津波が発生した海域で実際に海面が何m動いたかというのがわかればいいわけです。

○議長 ブイでわかるわけね。

○ ブイでわかります。ですから、そのシステムを入れなくてははいけない。

○議長 なるほど。これはしかし、やや専門的な提案ですね。

○ どうしてやらなかったんですか。お金の問題ですか。

○ ですから、気象庁というのは伝統的にそういう新しい仕事をやるのにお金を取ってくるとか、人員を増やすということがほとんどできていないところなのです。ですから、昔のやり方でやってきた。だから、マグニチュード9になるのに丸2日かかっているのです。そういうことでは困りますので、是非この会議でそういうことをやれということをお願いしたい。

○議長 これは文言等、御指導いただかなければはいけませんね。

○ 仙台国会なんですけれども、この前は反対の人はだれもいなかったのではないかと思います。賛成の方ばかりだったんですが、ただ、政府が移るのは非常に難しいということでした。なぜ難しいのかということ具体的に、こうこうこういうことでやるのは難しいんだというのを調べてほしいなと思います。

これは別に国会で、被災地に目を向けさせることによって間接的に内閣を支援していることになるだろうなんてことは全然気にしていなくいい。是非その持つ問題点を調べてほしいと思います。

○議長 では、文書かあるいはメモで御返事をいただければ。前は国家安全保障問題をおっしゃっていました。

そうしますと、特にほかになければ1つは仮設住宅や復興住宅の在り方です。地元中心

の柔軟な多様性といったことが今日、議論された1つの結論だと思います。他方、科学研究です。ナショナルプロジェクトとして、防災研究、そして、このたびの大震災の科学的、国際的研究をしっかりとやる。更にブイの話は防災研究、その対処ということになると思いますけれども、その辺りでしょうかね。今日、記者会見で申し上げるべきは。

○ もう一つ、市町村でつくる計画をできるだけ国がバックアップするにはどういう仕組みにしたらいいのか。市町村がこれからみんな全体の復興計画をつくっていきますから、それをどうサポートしていくかという、先ほどプランナーを出すとかいろいろあったと思いますけれども、いろいろな案が出ているので、それを積極的にどういうふうに具体的にサポートしたらいいかと。

○議長 それは原則の2で、現場がしっかりとやるんだと。それを我々は全体の方向性や制度設計で支えるという、それに尽きますか。それ以上のことですか。

○ その具体策を少し。どうしたらそれができるかということ、プランナーを派遣したらいいのか何かというところを議論していったら私は思いますけれどもね。

○議長 そのことはみんな同意だと思いますけれども、緊急に提言することというよりは、我々の基本原則で既に言ったことでもあるし、それをもう少し力強く具体的に示せということですか。

○ ただ、この復興構想会議の6月末の提言に対応して、市町村が具体的な計画をつくって実行していくということになりますね。そうすると、やはり重ねて準備をしていかないと、6月に出したときに受け皿がないということなる。

○議長 なるほど。だから、しっかり市町村の方でも進めてもらいたい。

○ そうですね。それを国はサポートしなないとなかなか市町村にやれと言っても。

○ 多分そのサポートをどうしたらいいのかですね。ある程度こちらでこういうやり方、例えばプランナーを出すとかそれこそ。

○ もう少し具体的にあった方がいいかもしれませんね。

○ いろんなアイデアを出して、もう動いている市町村の動きを情報収集する。

○議長 いろいろな手法とかあると思うので、どうですかね。これは検討部会で少し詰めてもらいますかね。どういうふうに市町村がつくるプランを我々としてサポートしていくかということ、少し詰めてまた答えていただきましょう。

○ それから、放射性廃棄物の処理基準を早急につくりたいということ。

○議長 それは絶えず言って政府も苦慮しているんでしょうかね。

○ 本当に今日、明日の話ですからね。

○ ただ、基準を示すということを言わないと。

○ 瓦れきの除去ができないんですから。

○議長 そのお困りのことはよくわかるけれども、我々はどういう提言を、こうしたらいいとか、これをせよということと言えるんですか。

○ とにかく、それなりの専門家を集めてやっていると思いますけれども、やはり1秒で

もともかく早くこちらに基本的な指示を。しかも、専門的な知識の中での背景をきちんと説明していただくということが極めて大事なので、それがどうしても地域の人に伝わっていないですね。

○議長 この件は、今、そういう切実な声先ほどから出ております。その対応について迅速化し、今の公開性という話もございましたけれども、対処をよろしく願います。外に対して言うというよりは、政府頑張れということに尽きるかと思っております。

○ 今日、そういう非常に強い要望があったということ、記者会見で議長がきちんとおっしゃっていただければいいですね。

○ そうです。

○議長 メンションさせていただきたいと思っております。

我々は今日2つの整理箱しかできなかったんです。大変充実した議論だったと思っております。これについては次回、今日の議論を含めた充実した資料を出して、それを公開するよういたします。

次回は「復興に進めるに当たっての課題」「復興と我が国の経済社会の再生」から順番に議論いたします。

○ 1点だけ確認しておきたいんですけれども、そうすると次回は「復興に進めるに当たっての課題」の5つポツ、それから「復興と我が国の経済社会の再生」、4つポツ、これについて議論をするということですか。

○議長 この2つ、できたら残りの左側について。これは7原則に含まれたことが多いので、あえて必要がないこともあるかと思っておりますが、まずこの右側の下の2つをやりまして、そして、全般に戻るといふうに時間があればしたいと思います。

○ 事前にこの資料は、今日、回収した資料はもう見せていただけないんですか。

○議長 次回また。

○ なかなか勉強してくることができないので、できたら、そうしないと思いつきで話すだけになってしまって、何ら基礎データも出せないんですよ。

○議長 実はこのたびこれをつくっていただく、皆さん今日、見ていただいたのに、おととい徹夜してもらったようなことなので、事前に配付できなかったんですが、次回のためには今日の2つのやったところについて充実したものを事前に配付し、次のやることについても整理したものを事前にお送りする。

○ 事前にもらえるんですね。早めにできれば。

○議長 取扱いに御注意くださいと言っております。勿論ですけれども。

長時間、どうもありがとうございました。